


収支報告書

令和 4 年 5 月 2 日

山口県議会議長 様

報告者 住所 周南市河東町1番25号
氏名 戸倉多香子 

政務調査費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

収 入		4,200,000 円	
費 目	金 額 (円)	内 訳	内訳金額(円)
支 出	調査研究費	0	
	研修費	25,330	社会保障フォーラムセミナー参加 25,330
	会議費	0	
	資料費	167,802	新聞等購読料 167,802
	広報費	1,403,641	県政報告の作成・印刷・送料 1,379,991 WEBサイト管理料 23,650
	事務所費	1,226,639	賃借料 1,021,200 維持管理経費(光熱水費) 205,439
	事務費	83,851	固定電話使用料 64,039 文房具代 19,812
	人件費	1,254,000	事務所職員給与 1,254,000
	合計	4,161,263	
	残 余		

国内・海外視察、研修報告書

議員名 戸倉多香子

費目	研修費	整理番号	/ - /	
視察・研修の目的	第25回地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー			
年月日	2021年11月5日（金）			
場所	東京都千代田区丸の内1-1-3日本生命丸の内ガーデンタワー3F			
相手先	地方から考える「社会保障フォーラム」事務局			
行程	オンラインによる聴講も可能となり、自宅において参加した			
内容・結果等	<p>毎回、全国の自治体議員が集まり社会保障について理解を深めるセミナー25回目。今回は、樽見英樹厚労省前事務次官より「コロナ・社会保障・地方行政」について講演があり、コロナ禍と地方行政の在り方等について理解を深めることができた。その他に「医療的ケア児支援法の成立と今後の課題」「行政のデジタル化と厚生労働行政」等について講演があり、それぞれ質疑応答もあった。オンライン参加であったため、名刺交換等ができなかったことは残念だったが、この度のセミナーも大変貴重な内容が詰め込まれていた。</p>			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	セミナー参加費	25,330	25,330	※振込手数料含む
	《合計》	25,330	25,330	
按分割合積算根拠				

- 注) 1 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料（公共交通機関利用料を含む）を支出した研修について本報告書を作成すること
 2 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること
 3 パック料金を利用した場合は、経費内訳の内容欄に、交通費、宿泊費等の項目内訳を記入すること

領収書等添付票

費目	研修費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

第25回地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー（令和3年11月5日開催）Zoom参加費

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
03-11-04		お支払 IC	
取扱い番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
508			*****
(残高) (前振替)		お取引金額	
51692.01		¥25,000	
コード	時刻	お取引後残高	
	1019		
(ご案内)	取引通貨	手数料	おつり
	0063	¥330	

お振込内容

シヤカイホシヨウフォーラム サトウ サトコ 様へ

ご依頼人
 トクラ タカコ 様

費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費		整理番号	1-1
	広報費・事務所費・事務費・人件費			
事業内容	新聞等購読料			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	山口新聞 (4月～3月)	35,430	35,430	2,705円/月×6ヶ月+3,200円/月×6ヶ月
	中国新聞 (4月～3月)	40,800	40,800	3,400円/月×12ヶ月
	赤旗新聞 (4月～3月)	41,964	41,964	3,497円/月×12ヶ月
	山口民報 (4月～3月)	4,800	4,800	400円/月×12ヶ月
	反戦情報 (4月～3月)	6,000	6,000	500円/月×12ヶ月
	社会保険研究所 (4月～3月)	38,808	38,808	3,234円/月×12ヶ月
		《合計》	167,802	167,802
按分割合 積算根拠	政務活動費100%		※後援会事務所は別にあるため按分なし	
	政務活動費100%			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料)

支店 区域 読者番号	年月分	領 収 証	
00113 199074	21 4		
梅園町 2-31			
巨倉 多香子 様			
銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,105
* 山口新聞	1	2,705	

支店 区域 読者番号	年月分	領 収 証	
00113 199074	21 5		
梅園町 2-31			
巨倉 多香子 様			
銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,105
* 山口新聞	1	2,705	

支払日 4 月 26日

支払日 5 月 26日

支店 区域 読者番号	年月分	領 収 証	
00113 199074	21 6		
梅園町 2-31			
巨倉 多香子 様			
銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,105
* 山口新聞	1	2,705	

支店 区域 読者番号	年月分	領 収 証	
00113 199074	21 7		
梅園町 2-31			
巨倉 多香子 様			
銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,105
* 山口新聞	1	2,705	

支払日 6 月 28日

支払日 7 月 26日

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料)

支店 区域 読者番号	年月分	領 収 証
00-13-199074	21 8	

梅園町 2-31

巨倉 多香子 様

銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,105
* 山口新聞	1	2,705	

(消費税込)
上記金額を領収しました。

A S A 徳山西部
周南市都町2丁目52-2
TEL 22-2226
FAX 31-9727



*軽減税率対象品目 (内、消費税) 購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用
8%対象 6,105円 (452円) できません

お客様の個人情報は当新聞販売所が責任をもって管理致します。

支払日 8月 26日

支店 区域 読者番号	年月分	領 収 証
00-13-199074	21 9	

梅園町 2-31

巨倉 多香子 様

銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,105
* 山口新聞	1	2,705	

(消費税込)
上記金額を領収しました。

A S A 徳山西部
周南市都町2丁目52-2
TEL 22-2226
FAX 31-9727



*軽減税率対象品目 (内、消費税) 購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用
8%対象 6,105円 (452円) できません

お客様の個人情報は当新聞販売所が責任をもって管理致します。

支払日 9月 27日

支店 区域 読者番号	年月分	領 収 証
00-13-199074	21 10	

梅園町 2-31

巨倉 多香子 様

銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,600
* 山口新聞	1	3,200	

(消費税込)
上記金額を領収しました。

A S A 徳山西部
周南市都町2丁目52-2
TEL 22-2226
FAX 31-9727



*軽減税率対象品目 (内、消費税) 購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用
8%対象 6,600円 (488円) できません

お客様の個人情報は当新聞販売所が責任をもって管理致します。

支払日 10月 27日

支店 区域 読者番号	年月分	ASA 領収証
00-13-199074	21 11	

梅園町 2-31

巨倉 多香子 様

銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,600
* 山口新聞	1	3,200	

(消費税込)
上記金額を領収しました。

A S A 徳山西部
周南市都町2丁目52-2
TEL 22-2226
FAX 31-9727



*軽減税率対象品目 (内、消費税) 購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用
8%対象 6,600円 (488円) できません

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

支払日 11月 26日

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料)

支店 区域 読者番号	年月分	領 収 証
00113 199074	21 12	

梅園町 2-31

戸倉 多香子 様

銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,600
* 山口新聞	1	3,200	

(消費税込)
上記金額を領収しました。

A S A 徳山西部
周南市都町2丁目52-2
TEL 22-2226
FAX 31-9727



* 軽減税率対象品目 (内、消費税) 購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用
8%対象 6,600円 (488円) できます。
お客様の個人情報は当新聞販売所が責任をもって管理致します。

支払日 / 2月 28日

支店 区域 読者番号	年月分	領 収 証
00113 199074	22 1	

梅園町 2-31

戸倉 多香子 様

銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,600
* 山口新聞	1	3,200	

(消費税込)
上記金額を領収しました。

A S A 徳山西部
周南市都町2丁目52-2
TEL 22-2226
FAX 31-9727



* 軽減税率対象品目 (内、消費税) 購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用
8%対象 6,600円 (488円) できます。
お客様の個人情報は当新聞販売所が責任をもって管理致します。

支払日 / 月 25日

支店 区域 読者番号	年月分	領 収 証
00113 199074	22 2	

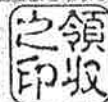
梅園町 2-31

戸倉 多香子 様

銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,600
* 山口新聞	1	3,200	

(消費税込)
上記金額を領収しました。

A S A 徳山西部
周南市都町2丁目52-2
TEL 22-2226
FAX 31-9727



* 軽減税率対象品目 (内、消費税) 購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用
8%対象 6,600円 (488円) できます。
お客様の個人情報は当新聞販売所が責任をもって管理致します。

支払日 2月 25日

支店 区域 読者番号	年月分	領 収 証
00113 199074	22 3	

梅園町 2-31

戸倉 多香子 様

銘 柄 名	部数	金額	合計金額 (円)
* 中国新聞	1	3,400	6,600
* 山口新聞	1	3,200	

(消費税込)
上記金額を領収しました。

A S A 徳山西部
周南市都町2丁目52-2
TEL 22-2226
FAX 31-9727



* 軽減税率対象品目 (内、消費税) 購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用
8%対象 6,600円 (488円) できます。
お客様の個人情報は当新聞販売所が責任をもって管理致します。

支払日 3月 28日

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費・(新聞等の購読料) 日刊「しんぶん赤旗」

戸倉 多香子 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

日本共産党発行の **しんぶん赤旗** 領収書

3,897 円

2021 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

〒753-0065
山口市楠木町5-2-9
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 4/30 扱者

支払日 4月30日

戸倉 多香子 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

日本共産党発行の **しんぶん赤旗** 領収書

3,897 円

2021 年 5 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

〒753-0065
山口市楠木町5-2-9
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 5/31 扱者

支払日 5月31日

戸倉 多香子 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

日本共産党発行の **しんぶん赤旗** 領収書

3,897 円

2021 年 6 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

〒753-0065
山口市楠木町5-2-9
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 6/28 扱者

支払日 6月28日

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-6
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料) 日刊「しんぶん赤旗」

戸倉 多香子 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

衆議院議員選挙の応援をよろしくお願ひします。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,897 円

2021 年 7 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

〒753-0065
山口市楠木町5-29
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 7/28 扱者 

支払日 7月28日

戸倉 多香子 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

衆議院議員選挙の応援をよろしくお願ひします。


日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,897 円

2021 年 8 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

〒753-0065
山口市楠木町5-29
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 8/20 扱者 

支払日 8月20日

戸倉 多香子 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

10月、11月と選挙が続きます。棄権は危険、誘い合って選挙に行きましょう！


日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,897 円

2021 年 9 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

〒753-0065
山口市楠木町5-29
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 9/29 扱者 

支払日 9月29日

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-7
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料) 日刊「しんぶん赤旗」

戸倉 多香子

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

三週連続の選挙です。誘い合っで間違えないよう必ず投票に行きましよう。

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

領収書

3,897 円

2021 年 10 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
〒753-0065
山口市楠木町5-29
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 11/11 扱者

支払日 // 月 // 日

戸倉 多香子

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

領収書

3,897 円

2021 年 11 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
〒753-0065
山口市楠木町5-29
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 11/29 扱者

支払日 // 月 29 日

戸倉 多香子

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

内外とも激動のなかで新しい年を迎えます。来年もひきつづきよろしく願いいたします。

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

領収書

3,897 円

2021 年 12 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
〒753-0065
山口市楠木町5-29
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 12/28 扱者

支払日 / 2 月 28 日

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-8
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料) 日刊「しんぶん赤旗」

戸倉 多香子

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

知事選、夏には参議選と続きますがよろしく
お願いします。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

3,897 円

2022 年 1 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
〒753-0065
山口市楠木町5-29
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 1/8 扱者

支払日 / 月 28日

戸倉 多香子

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

夏の参院選では「比例は共産党」を合言葉に
奮闘しています。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

3,897 円

2022 年 2 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
〒753-0065
山口市楠木町5-29
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 2/28 扱者

支払日 2月28日

戸倉 多香子

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
山口民報	1	400

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

3,897 円

2022 年 3 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
〒753-0065
山口市楠木町5-29
中部地区委員会
TEL 083-922-3810

領収日 3/29 扱者

支払日 3月29日

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-9
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料)

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	[REDACTED]	通票払込 付金加入 番 負 担
加入者名	株式会社 社会保険研究所	
金額	金 額	千 百 十 万 千 百 十 円
振込先	[REDACTED]	3 8 8 0 8
払込人住所氏名	戸倉 多香子	様
料 金	日 附 印	
備 考	03-08-25 徳山速玉 郵便局	
	(55292) N94180012	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。(CVS店舗控)

払込受領証

(銀行・コンビニ用)

払込人氏名 戸倉 多香子 様
お客様コード JL5545-001
請求書番号 009
金額 ¥38,808
受取人 株式会社 社会保険研究所
受取印
収入印紙貼付欄 (コンビニエンスストア用)
受領日附印

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しください。

銀行・コンビニお客様渡し
代行会社 三菱UFJファクター(株)

支払日 8月 25日

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-10
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料)

領 収 証		戸 倉 多 香 子		様		No.	
金額		¥		3000			
内 訳	但 № 436 ~ 441						
現 金	2021年 2月 16日 上記正に領収いたしました						
小 切 手	/						
手 形	/						
消費税額等 (%)	反 戦 情 報						
消費税額等 (%)	〒753-0212 山口市下小鯖2836-9						
	TEL/FAX 083-929-3674						
	登録番号						
	収入印紙						
	GR1620						

2021年1月~6月のうち 4月~6月分の 1500円を充当

領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-11
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料)

領 収 証 戸倉多香子 様 No. _____

金額	¥	3	0	0	0
----	---	---	---	---	---

内 訳
 現金
 小切手 /
 手形 /
 消費税額等(%)

但 No442 ~ 447
 2021年^{7月}9月^{12日}13日 上記正に領収いたしました

反 戦 情 報

〒753-0212 山口市下小鯖2836-9
 TEL/FAX 083-929-3674

収入印紙

GR1618

領 収 証 戸倉多香子 様 No. _____

金額	¥	6	0	0	0
----	---	---	---	---	---

内 訳
 現金
 小切手 /
 手形 /
 消費税額等(%)
 消費税額等(%)

但 No448 ~ 459
 2022年^{1月}3月^{12日}11日 上記正に領収いたしました

反 戦 情 報

〒753-0212 山口市下小鯖2836-9
 TEL/FAX 083-929-3674
 登録番号

収入印紙

GR1621

2022年1月~12月のうち 1月~3月分の1500円を充当

費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費 ・事務所費・事務費・人件費		整理番号	1 - /
事業内容	県政報告作成・印刷・送付・配布			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	郵送料	494,333	494,333	7,489部(11号)
	配布料	325,800	325,800	21,720部(10号・11号)
	作成・印刷代	589,325	559,858	20,000部(12号)
		《合計》	1,409,458	1,379,991
按分割合 積算根拠	政務活動費100%		※12号のみ 政務活動(95%)	
	政務活動費100%		政務活動(95%) + その他の活動(5%)	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1 - 2
----	-----	------	-------

【領収書その他の書面の添付欄】 広報資料の送料・配布料
 県政報告郵送料 (笑顔通信Vol. 11 7,489部)

ご利用明細 

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。


お取扱日	お取引内容		
03-06-08	お支払 IC		
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
383			*****
(支店/店番号)	お取引金額		
39003 03	¥494,333		
コード	時刻	お取引後残高	
	1615		
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0391	¥0	

お振込内容

サカワキヨウエイ(カ) 様へ

ご依頼人
 トクラ タカコ 様

県政報告配布料 (笑顔通信Vol. 10、Vol. 11 各10,860部)

ご利用明細 

毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日	お取引内容		
03-06-30	お支払 IC		
取扱店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
044			*****
(支店/店番号)	お取引金額		
53907 03	¥325,800		
コード	時刻	お取引後残高	
	1148		
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0236	¥0	

お振込内容

トクヒ)チヨウカクシヨウカ`イシヤセイカツシ
 エンセンター コスモスノイエ 様へ

ご依頼人
 トクラ タカコ 様

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 広報資料の印刷・送料
県政報告 (笑顔通信V o 1. 12、16ページ 2万部)

領 収 証

戸倉 乃香子

様

No. _____

★
¥ 589,325 -

内 訳

現金

小切手 /

手形 /

世 笑顔通信デザイン印刷代として

令和4年 1月31日 上記正に領収いたしました



ph graphics

〒745-0016 周南市若宮町2-7若宮ビル3F
TEL0834-21-3008 FAX0834-34-3134

消費税額等 (%)

コウヨウ ケー98

費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費 ・事務所費・事務費・人件費			整理番号	2-1	
事業内容	WEBサイト管理料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	WEBサイト管理料	47,300	23,650			
		《合計》	47,300	23,650		
	按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) 政務活動 (50%) + その他の活動 (50%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	2-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 WEBサイト管理料

按分割合2分の1 47,300円×1/2=23,650円

支出額 23,650円

ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。
 たいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
04-02-04		お支払 IC	
取扱店番号	取引銀行番号	口座番号	
057		*****	
(金額) (通貨)		お取引金額	
54378	03	¥47,300	
コード	時刻	お取引後建立	
	1628		
(ご案内)	取引通貨	手数料	おつり
	0350	¥0	
お振込内容			
トクナカ ヨシアキ 様へ			
ご依頼人			
トクラ タカコ 様			

費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費			整理番号	1 - 1	
	広報費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費					
事業内容	事務所賃借料					
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容		
	4~3月分	1,021,200	1,021,200	85,100円/月×12ヶ月		
		《合計》	1,021,200	1,021,200		
	按分割合 積算根拠	政務活動費100% 政務活動費100% ※後援会事務所は別にあるため按分なし				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料（公共交通機関利用料を含む）を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-2
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 賃貸料 (事務所家賃) ※後援会事務所は別にあるため按分なし

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-03-31	55007	通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N277	*85,000	
	残高	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:トクラタカコ		
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座の残高確認も 可能です!		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-04-30	55007	通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N547	*85,000	
	残高	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:トクラタカコ		
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座の残高確認も 可能です!		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-05-27	55292	通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N099	*85,000	
	残高	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:トクラタカコ		
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座の残高確認も 可能です!		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-06-30	55387	通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N152	*85,000	
	残高	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:トクラタカコ		
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座の残高確認も 可能です!		

ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-3
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 賃貸料 (事務所家賃) ※後援会事務所は別にあるため按分なし

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-08-02	55007	通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N313	*85,000	
	残高	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:トクラ タカコ		

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧ください。
ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-08-25	55292	通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N117	*85,000	
	残高	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:トクラタカコ		

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧ください。
ご利用いただきましてありがとうございました。
ゆうちょ銀行

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-09-30	55004	通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N150	*85,000	
	残高	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:トクラ タカコ		

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧ください。
ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-10-25	55292	通帳電信振替
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N200	*85,000	
	残高	
振替先		
受取人名:		
料金	*100円	
依頼人名:トクラ タカコ		

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧ください。
ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-4
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 賃貸料 (事務所家賃) ※後援会事務所は別にあるため按分なし

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-11-29	55007	通帳電信振替
記号	番号	
*****	[REDACTED]	
取扱番号	お取引金額	
N327	*85,000	
	残高	
	[REDACTED]	
振替先 [REDACTED]		
受取人名: [REDACTED]		
料金	*100円	
依頼人名: トクラ タカコ		

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧ください。

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-01-06	55007	通帳電信振替
記号	番号	
*****	[REDACTED]	
取扱番号	お取引金額	
N195	*85,000	
	残高	
	[REDACTED]	
振替先 [REDACTED]		
受取人名: [REDACTED]		
料金	*100円	
依頼人名: トクラ タカコ		

1月17日に各種料金を改定します
詳しくは当行WEBサイトへ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-01-31	55292	通帳電信振替
記号	番号	
*****	[REDACTED]	
取扱番号	お取引金額	
N224	*85,000	
	残高	
	[REDACTED]	
振替先 [REDACTED]		
受取人名: [REDACTED]		
料金	*100円	
依頼人名: トクラ タカコ		

1月17日に各種料金を改定します
詳しくは当行WEBサイトへ

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-03-01	55007	通帳電信振替
記号	番号	
*****	[REDACTED]	
取扱番号	お取引金額	
N074	*85,000	
	残高	
	[REDACTED]	
振替先 [REDACTED]		
受取人名: [REDACTED]		
料金	*100円	
依頼人名: トクラタカコ		

スマホ決済アプリ ゆうちょPay
口座直結だから事前チャージ不要!

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ 事務所費 ・事務費・人件費			整理番号	2-1
事業内容	維持管理経費				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	水道・下水道 (4月～3月分)	24,510	24,510		
	ガス代 (4月～3月分)	14,075	14,075		
	電気料金 (4月～3月分)	166,854	166,854		
		《合計》	205,439	205,439	
按分割合 積算根拠	政務活動費100% 政務活動費100% ※後援会事務所は別にあるため按分なし				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-2
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (水道料金・下水道使用料)

(支払日 6月25日)

(支払日 8月25日)

(支払日 10月25日)

Ⓞ 周南市 水道料金 納入通知書
下水道使用料 兼領収証書
発行 令和3年6月1日
水栓所在地・使用者名
梅園町2丁目52

戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013 mm	検計区分	奇数月
戸数	1 戸	井戸人数	人
調定	令和3年度1期(04・05)		
検計	3月8日～5月8日		
水道使用水量	3 m ³		
水道料金	1,331円		
下水道使用水量	3 m ³		
下水道使用料	2,754円		
合計金額	4,085円 (消費税等相当額含む)		
納入期限	令和3年6月30日		

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者 

本書のとおり領収いたしました。


加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
01310-7-960947	
収納代行業者	
株式会社電算システム	
この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。	
(納入者保管)	(収入印紙不要)

Ⓞ 周南市 水道料金 納入通知書
下水道使用料 兼領収証書
発行 令和3年8月2日
水栓所在地・使用者名
梅園町2丁目52

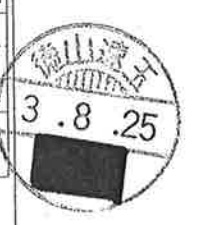
戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013 mm	検計区分	奇数月
戸数	1 戸	井戸人数	人
調定	令和3年度2期(06・07)		
検計	5月8日～7月8日		
水道使用水量	2 m ³		
水道料金	1,254円		
下水道使用水量	2 m ³		
下水道使用料	2,736円		
合計金額	3,990円 (消費税等相当額含む)		
納入期限	令和3年8月31日		

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者 

本書のとおり領収いたしました。

加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
01310-7-960947	
収納代行業者	
株式会社電算システム	
この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。	
(納入者保管)	(収入印紙不要)

Ⓞ 周南市 水道料金 納入通知書
下水道使用料 兼領収証書
発行 令和3年10月1日
水栓所在地・使用者名
梅園町2丁目52

戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013 mm	検計区分	奇数月
戸数	1 戸	井戸人数	人
調定	令和3年度3期(08・09)		
検計	7月8日～9月8日		
水道使用水量	4 m ³		
水道料金	1,408円		
下水道使用水量	4 m ³		
下水道使用料	2,772円		
合計金額	4,180円 (消費税等相当額含む)		
納入期限	令和3年10月31日		

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者 

本書のとおり領収いたしました。

加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
01310-7-960947	
収納代行業者	
株式会社電算システム	
この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。	
(納入者保管)	(収入印紙不要)

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-3
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (水道料金・下水道使用料)

(支払日 2月21日)

(支払日 2月27日)

(支払日 4月22日)

㊤ 周南市 水道料金 納入通知書
下水道使用料 兼領収証書

発行 令和 3年12月 1日
水栓所在地・使用者名
梅園町2丁目52

戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013 mm	検針区分	奇数月
戸数	1 戸	井戸人数	人
検定	令和 3年度4期(10・11)		
検針	9月 8日～11月 8日		
水道使用水量	3 m ³		
水道料金	1,331 円		
下水道使用水量	3 m ³		
下水道使用料	2,754 円		
合計金額	4,085 円 (消費税等相当額含む)		
納入期限	令和 3年12月31日		

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者 

本書のとおり領収いたしました。

加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
01310-7-960947	
収納代行業者 株式会社電算システム	

この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。
(納入者保管) (収入印紙不要)

㊤ 周南市 水道料金 納入通知書
下水道使用料 兼領収証書

発行 令和 4年 2月 1日
水栓所在地・使用者名
梅園町2丁目52

戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013 mm	検針区分	奇数月
戸数	1 戸	井戸人数	人
検定	令和 3年度5期(12・01)		
検針	11月 8日～1月 8日		
水道使用水量	3 m ³		
水道料金	1,331 円		
下水道使用水量	3 m ³		
下水道使用料	2,754 円		
合計金額	4,085 円 (消費税等相当額含む)		
納入期限	令和 4年 2月28日		

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者 

本書のとおり領収いたしました。

加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
01310-7-960947	
収納代行業者 株式会社電算システム	

この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。
(納入者保管) (収入印紙不要)


㊤ 周南市 水道料金 納入通知書
下水道使用料 兼領収証書

発行 令和 4年 4月 1日
水栓所在地・使用者名
梅園町2丁目52

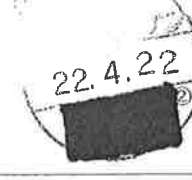
戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013 mm	検針区分	奇数月
戸数	1 戸	井戸人数	人
検定	令和 3年度6期(02・03)		
検針	1月 8日～3月 8日		
水道使用水量	3 m ³		
水道料金	1,331 円		
下水道使用水量	3 m ³		
下水道使用料	2,754 円		
合計金額	4,085 円 (消費税等相当額含む)		
納入期限	令和 4年 4月30日		

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者 

本書のとおり領収いたしました。

加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
01310-7-960947	
収納代行業者 株式会社電算システム	

この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。
(納入者保管) (収入印紙不要)

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-4
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (ガス代)

(支払日 4月15日)

(支払日 5月27日)

(支払日 6月25日)

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名
戸倉多香子事務所 様
部屋番号 1F
31055235026

伝票番号 3133094014 (11257)

請求年月 2021年4月 検針日 15日

ご使用量 0 m³

ご請求金額 1,131円

請求金額内訳
 ガス料金(税抜) 779円
 ガス料金消費税 77円
 リース代(税抜) 250円
 リース代消費税 25円

お支払期限日 2021年5月17日

お問合せ先
 山口合同ガス株式会社
 徳山支店
 TEL 0834-28-6000

本払込用紙の使用可能期限 2021年6月4日

受領印


代行業社 SMBCファイナンスサービス㈱
(お客様控)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合には左記の枚数だけをお出しください。

通常払込料金 振替払込請求書兼
加入者負担 受領証(振込依頼書)

口座番号
加入者名
金額
払込先
ご依頼人住所氏名
料金額
備考

山口合同ガス株式会社

千	百	十	万	千	百	十	円
				1	1	3	1

戸倉多香子事務所 様

3133150114
31055235026 2021年5月

日 附 印

03-05-27
徳山速玉
郵便局

(55292)
N94110004

この受領証は、大切に保管してください。 CVS店舗控

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合には左記の枚数だけをお出しください。

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名
戸倉多香子事務所 様
部屋番号 1F
31055235026

伝票番号 3133204448 (102516)

請求年月 2021年6月 検針日 16日

ご使用量 1 m³

ご請求金額 1,375円

請求金額内訳
 ガス料金(税抜) 1,000円
 ガス料金消費税 100円
 リース代(税抜) 250円
 リース代消費税 25円

お支払期限日 2021年7月16日

お問合せ先
 山口合同ガス株式会社
 徳山支店
 TEL 0834-28-6000

本払込用紙の使用可能期限 2021年8月5日

受領印


代行業社 SMBCファイナンスサービス㈱
(お客様控)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合には左記の枚数だけをお出しください。

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-5
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (ガス代)

(支払日 8月20日)

(支払日 8月25日)

(支払日 10月15日)

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名 戸倉多香子事務所 様 部屋番号 1F	
31055235026	
伝票番号	3133258983 (111120)
請求年月	2021年7月 検針日 15日
ご使用量	0 m ³
ご請求金額	1,131円
請求金額内訳	ガス料金(税抜) 779円 ガス料金消費税 77円 リース代(税抜) 250円 リース代消費税 25円
お支払期限日	2021年8月17日
お問合せ先	山口合同ガス株式会社 徳山支店 TEL 0834-28-6000
本払込用紙の使用可能期限	2021年9月3日
受領印	
代行会社 SMBCファミリーサービス㈱ (お客様控)	

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左記の2枚だけをお出しください。

通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(振込依頼書)	
口座番号	[REDACTED]
加入者名	山口合同ガス株式会社
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 1 1 3 1
払込先	[REDACTED]
ご依頼人住所氏名	戸倉多香子事務所 様
料 金	3133312178 31055235026 2021年8月
備 考	日 附 印 03-08-25 徳山速玉 郵便局 (55292) N94180021

この受領証は、大切に保管してください。 CVS店舗控

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左記の2枚だけをお出しください。

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名 戸倉多香子事務所 様 部屋番号 1F	
31055235026	
伝票番号	3133366788 (103609)
請求年月	2021年9月 検針日 15日
ご使用量	0 m ³
ご請求金額	1,131円
請求金額内訳	ガス料金(税抜) 779円 ガス料金消費税 77円 リース代(税抜) 250円 リース代消費税 25円
お支払期限日	2021年10月15日
お問合せ先	山口合同ガス株式会社 徳山支店 TEL 0834-28-6000
本払込用紙の使用可能期限	2021年11月4日
受領印	
代行会社 SMBCファミリーサービス㈱ (お客様控)	

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左記の2枚だけをお出しください。

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-6
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (ガス代)

(支払日 10月25日)

(支払日 11月29日)

(支払日 / 月 / 日)

通常払込料金 加入者負担		振替払込請求書兼 受領証(振込依頼書)	
口座記号番号	[REDACTED]		
加入者名	山口合同ガス株式会社		
金額	千	百	十
		1	1
			3
			1
払込先	[REDACTED]		
ご依頼人住所氏名	戸倉多香子事務所 様		
	3133420129	2021年10月	
	31055235026		
料金	日 附 印		
	03-10-25 徳山速玉 郵便局		
備考	(55292) N94240023		

この受領証は、大切に保管してください。 CVS店舗控

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名
戸倉多香子事務所 様
部屋番号 1F

31055235026

伝票番号 3133474162 (101404)

請求年月 2021年11月 検針日 15日

ご使用量 0 m³

ご請求金額 1,131円

ガス料金(税抜)	779円
ガス料金消費税	77円
リース代(税抜)	250円
リース代消費税	25円

お支払期限日 2021年12月15日

お問合せ先
山口合同ガス株式会社
徳山支店
TEL 0834-28-6000

本払込用紙の
使用可能期限 2022年1月4日

受領印
21.11.29

代行会社 SMBCファミリーサービス㈱
(お客様控)

通常払込料金 加入者負担		振替払込請求書兼 受領証(振込依頼書)	
口座記号番号	[REDACTED]		
加入者名	山口合同ガス株式会社		
金額	千	百	十
		1	1
			3
			1
払込先	[REDACTED]		
ご依頼人住所氏名	戸倉多香子事務所 様		
	3133527661	2021年12月	
	31055235026		
料金	日 附 印		
	N94210002 04-01-11 徳山速玉 郵便局		
備考	現金払 (55292)		

この受領証は、大切に保管してください。 CV8店舗控

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-7
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (ガス代)

(支払日 2月22日)

(支払日 2月27日)

(支払日 3月25日)

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名	
戸倉多香子事務所 様 部屋番号 1F	
31055235026	
伝票番号	3143581351 (102016)
請求年月	2022年1月 検針日 17日
ご使用量	1 m ³
ご請求金額	1,390 円
請求金額内訳	ガス料金(税抜) 1,014 円 ガス料金消費税 101 円 リース代(税抜) 250 円 リース代消費税 25 円
お支払期限日	2022年2月16日
お問合せ先	山口合同ガス株式会社 徳山支店 TEL 0834-28-6000
本払込用紙の使用可能期限	2022年3月8日
受領印	
代行会社 SHBCファイナンス・サービス㈱ (お客様控)	

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合には左記の2枚だけをお出しください。

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名	
戸倉多香子事務所 様 部屋番号 1F	
31055235026	
伝票番号	3143634366 (103754)
請求年月	2022年2月 検針日 16日
ご使用量	0 m ³
ご請求金額	1,131 円
請求金額内訳	ガス料金(税抜) 779 円 ガス料金消費税 77 円 リース代(税抜) 250 円 リース代消費税 25 円
お支払期限日	2022年3月18日
お問合せ先	山口合同ガス株式会社 徳山支店 TEL 0834-28-6000
本払込用紙の使用可能期限	2022年4月7日
受領印	
代行会社 SHBCファイナンス・サービス㈱ (お客様控)	

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合には左記の2枚だけをお出しください。

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名	
戸倉多香子事務所 様 部屋番号 1F	
31055235026	
伝票番号	3143688015 (105807)
請求年月	2022年3月 検針日 16日
ご使用量	0 m ³
ご請求金額	1,131 円
請求金額内訳	ガス料金(税抜) 779 円 ガス料金消費税 77 円 リース代(税抜) 250 円 リース代消費税 25 円
お支払期限日	2022年4月15日
お問合せ先	山口合同ガス株式会社 徳山支店 TEL 0834-28-6000
本払込用紙の使用可能期限	2022年5月6日
受領印	
代行会社 SHBCファイナンス・サービス㈱ (お客様控)	

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合には左記の2枚だけをお出しください。

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-8
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (電気料金)

(支払日 4月19日)

(支払日 6月27日)

(支払日 6月25日)

振込金受領証 (お客さま控え)	
戸倉多香子 事務所	
様	
代表ご契約番号	6110 708375991
金額(うち消費税等相当額)	3年 4月分 円 11216 1018)
お問い合わせ先 中国電力 周南 取扱店	0120 611-907
取扱店日付印	2014.4.19
収入印紙	印
<small>本書により英会員が収納することはありません。</small> <small>上記お振込金額を受領しました。 振込人 中国電力株式会社</small>	

電気料金受領証	
お支払者名 戸倉多香子 事務所	
様	
代表ご契約番号	6110 70837599-1
金額(うち消費税等相当額)	3年 5月分 8,936 円 (811 円)
お問い合わせ先 中国電力 周南 取扱店	0570 土・日・祝日を除く 9:00~17:00 086-710 0570 上記以外 087-150
収納印	収入印紙 21.6.27
<small>上記お振込金額を受領しました。 振込人 中国電力株式会社</small>	

振込金受領証 (お客さま控え)	
戸倉多香子 事務所	
様	
代表ご契約番号	6110 708375991
金額(うち消費税等相当額)	3年 6月分 円 9982 906)
お問い合わせ先 中国電力 周南 取扱店	0120 611-907
取扱店日付印	2016.6.25
収入印紙	印
<small>本書により英会員が収納することはありません。</small> <small>上記お振込金額を受領しました。 振込人 中国電力株式会社</small>	

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-9
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (電気料金)

(支払日 8月20日)

(支払日 8月25日)

(支払日 10月15日)

振込金受領証
(お客さま控え)

戸倉多香子
事務所 様

代表ご契約番号
6110
708375991

金額(うち消費税等相当額)
3年 7月分 円
12669
1148)

お問い合わせ先 中国電力
周南 取扱店
0120
611-907

取扱店日付印

収入印紙
21.8.20
印

上記お振込金額を受領しました。
被振込人 中国電力株式会社

通常払込料金 加入者負担 振替払込請求書兼受領証

中国電力株式会社

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					1	6	7	9	4

令和 3年 8月分 お支払期日 9月13日

611070837599174884

戸倉多香子事務所 店舗控え 様

日 附 印
03-08-25
徳山速玉
郵便局
(55292)
N94180011

この受領証は、大切に保管してください。

振込金受領証
(お客さま控え)

戸倉多香子
事務所 様

代表ご契約番号
6110
708375991

金額(うち消費税等相当額)
3年 9月分 円
14333
1302)

お問い合わせ先 中国電力
周南 取扱店
0120
611-907

取扱店日付印

収入印紙
21.10.15
印

上記お振込金額を受領しました。
被振込人 中国電力株式会社

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-10
----	------	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】 維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (電気料金)

(支払日 10月 25日)

(支払日 11月 29日)

(支払日 / 月 / 日)

通常払込料金 加入者負担		振替払込請求書兼受領証	
中国電力株式会社			
金額	億	千	百
		1	3
		6	7
		3	
令和	お支払期日		
3年10月分	11月11日		
611070837599174886			
ご契約番号			発行
戸倉多香子事務所			店舗 控え
様			
料	日	附	印
金	円	03-10-25	
		徳山速玉	
		郵便局	
		(55292)	
		N94240020	

この受領証は、大切に保管してください。

振込金受領証
(お客さま控え)

戸倉多香子
事務所

様

代表ご契約番号
6110
708375991

金額(うち消費税等相当額)
3年11月分 円
10412
(945)

お問い合わせ先 中国電力
周南 取扱店
0120
611-907

取扱店日付印

収入印紙
21,112
印

上記お振込金額を受領しました。
被振込人 中国電力株式会社

通常払込料金 加入者負担		振替払込請求書兼受領証	
中国電力株式会社			
金額	億	千	百
		1	4
		3	7
		3	
令和	お支払期日		
3年12月分	1月11日		
611070837599174888			
ご契約番号			発行
戸倉多香子事務所			店舗 控え
様			
料	日	附	印
金	円	N94210003	
		04-01-11	
		徳山速玉	
		郵便局	
		(55292)	

現金払
(55292)

この受領証は、大切に保管してください。

領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-11
----	------	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (電気料金)

(支払日 3月15日)

(支払日 2月27日)

(支払日 3月25日)

電気料金受領証

お支払者名
戸倉多香子
事務所

代表ご契約番号
6110
70837599-1

金額 (うち消費税等相当額)
4年 1月分
15,739 円
(1,429 円)

お問い合わせ先 中国電力
周南 取扱店
0570 086-710
0570 上記以外
087-150

収納印

収入印紙
22,227

(コンビニエンスストアへお持ち)

振込金受領証
(お客さま控え)

戸倉多香子
事務所

代表ご契約番号
6110
708375991

金額 (うち消費税等相当額)
4年 2月分 円
20,218
1837)

お問い合わせ先 中国電力
周南 取扱店
0120
611-907

取扱店日付印

収入印紙
22,227

本票により集金員が収納することはありません。

上記お振込金額を受領しました。
振込送込人 中国電力株式会社

振込金受領証
(お客さま控え)

戸倉多香子
事務所

代表ご契約番号
6110
708375991

金額 (うち消費税等相当額)
4年 3月分 円
18,509
1682)

お問い合わせ先 中国電力
周南 取扱店
0120
611-907

取扱店日付印

収入印紙
22,325

本票により集金員が収納することはありません。

上記お振込金額を受領しました。
振込送込人 中国電力株式会社

費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・ 事務費 ・人件費			整理番号	/ - /
事業内容	通信費 (固定電話使用料)				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	電話料金 (4月～3月分)	64,039	64,039	※7月、9月、1月は除く	
		《合計》	64,039	64,039	
按分割合 積算根拠	政務活動費 100% 政務活動費 100% ※後援会事務所は別にあるため按分なし				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の通信費 (電話料金)

(支払日 4月16日)

(支払日 5月25日)

(支払日 6月22日)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
戸倉 多香子 様

お客様番号
4706-0146-87711

2021年 4月ご請求分

金額(円)
¥7,596-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
2021.4.16

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
戸倉 多香子 様

お客様番号
4706-0146-87711

2021年 5月ご請求分

金額(円)
¥6,845-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
21.5.25

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
戸倉 多香子 様

お客様番号
4706-0146-87711

2021年 6月ご請求分

金額(円)
¥3,798-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
22.6.22

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の通信費 (電話料金)

(支払日 月 日)

(支払日 8月25日)

(支払日 月 日)

通常払込料金 加入者負担		振替払込請求書兼 受領証(金融機関控)		pay easy	
口座番号	[REDACTED]				
加入者名	NTTファイナンス株式会社				
金額	7,860 円				
X 切り取らないで お出しください。	お客様番号 4706-0146-87711				
	2021年 8月ご請求分 請求日 8月25日				
	ご請求先住所氏名 (住所等非表示払込書) 戸倉 多香子 様				
金融機関用収納連絡先 TEL 0120 874-569		〒03-08-25 徳山速玉 郵便局 附 (55292) N94180018			
備考					
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)					

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の通信費 (電話料金)

(支払日 10月25日)

(支払日 月 日)

(支払日 12月31日)

通常払込料 加入者負担	振替払込請求書兼 受領証(金融機関控)	
記号番号 加入者名	NTTファイナンス株式会社	
金額	7,617 円	
お客様番号	4706-0146-87711	
請求年月	2021年10月	請求日 10月25日
ご請求先住所氏名	[住所等非表示払込書] 戸倉 多香子 様	
金融機関用取納連絡先	TEL 0120-03-10-25 874-569 徳山速玉郵便局	
備考	(55292) N94240019	
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)		

X 切り取らないでお出ください。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、左側を切り取らないでください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名 戸倉 多香子 様
お客様番号 4706-0146-87711
2021年12月ご請求分 金額(円) ¥14,929-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領収日附印 21.12.31
欄 (金融機関・CVS用) お客様

(11月、12月分)

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	1-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の通信費 (電話料金)

(支払日 月 日)

(支払日 2月27日)

(支払日 3月25日)

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
戸倉 多香子 様

お客様番号
4706-0146-87711

2022年 2月ご請求分

金額(円)
¥7,658-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
22.2.27

取 扱 欄
(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
戸倉 多香子 様

お客様番号
4706-0146-87711

2022年 3月ご請求分

金額(円)
¥7,736-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印
22.3.25

取 扱 欄
(金融機関・CVS用)→お客様

費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費 ・ 研修費 ・ 会議費 ・ 資料費			整理番号	2-1
	広報費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費				
事業内容	文房具代				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	インクカートリッジ	7,912	3,956		
	インクカートリッジ	10,686	5,343		
	インクカートリッジ	6,177	3,088		
	トナー	14,850	7,425	7,425 円×2本	
		《合計》	39,625	19,812	
按分割合 積算根拠	政務活動 (50%)			項目ごとに按分	
	政務活動 (50%) + その他の活動 (50%)			(※1円未満の端数切捨て)	

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

払込受領書

(コンビニエンスストアお支払用)
 払込人氏名
 戸倉多香子事務所

お問い合わせ番号
65284632

金額 **¥7912**

内消費税等 (719)

受取人
 SMBCファイナンスサービス
 アスクル担当販売店
 プングル・ドット・コム株式会社

受領印

お出しください。

収入印紙貼付欄
 (CVS専用)

領収日付印

金額を訂正された場合は、
 コンビニエンスストアでの
 お支払いはできません。

(お客様控)

払込受領書

(コンビニエンスストアお支払用)
 払込人氏名
 戸倉多香子事務所

お問い合わせ番号
65284632

金額 **¥10686**

内消費税等 (971)

受取人
 SMBCファイナンスサービス
 アスクル担当販売店
 プングル・ドット・コム株式会社

受領印

お出しください。

収入印紙貼付欄
 (CVS専用)

21.10.15

金額を訂正された場合は、
 コンビニエンスストアでの
 お支払いはできません。

(お客様控)

振替払込請求書 兼受領証																	
通常払込料金 加入者負担	[REDACTED]																
加入者名	SMBCファイナンスサービス 株式会社																
金額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>6</td><td>1</td><td>7</td><td>7</td> </tr> </table>	千	百	十	万	千	百	十	円					6	1	7	7
千	百	十	万	千	百	十	円										
				6	1	7	7										
ご依頼人住所氏名	***** 戸倉多香子事務所 65284632 アスクルご利用代金																
料	日 附 印																
金	03-10-25 徳山速玉 郵便局																
備考	(55292) N94240022																
この受領証は、大切に保管してください。(CVS店側控)																	

領収書等添付票

費目	事務費	整理番号	2-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】

印
紙

領 収 書

No. _____
令和 3 年 9 月 29 日

子倉多香子県議事務所様

受領金額	¥	千	百	十	万	千	百	十	円
					2	4	8	0	

御支払 認 印	
------------	--

但し

上記の金額正に領収致しました

社印なきものは無効

技術と信頼で奉仕する事務振興株式会社

営業品目
リコーOA商品
イトーキ・スチール製品
各種事務用品

代表取締役 赤 治

本 社 山口県周南市西松原1丁目44-2
TEL (0834) 31-7162(代)
O A 山口県周南市西松原1丁目44-2
シヨールーム TEL (0834) 21-8420(代)
山口営業所 山口県山口市吉敷上東二丁目11番33号
TEL (083) 974-3380
東京営業所 東京都中央区日本橋蛸薬町1-36-3 東洋ビル2F
TEL (03) 3669-6722

取扱者

本証の金額を訂正したものと及び取扱者印なきものは無効とする

費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・ 人件費	整理番号	/ - /	
事業内容	政務活動を補助する職員の給与			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	職員給与	2,508,000	1,254,000	228,000 円/月×11ヶ月
	《合計》	2,508,000	1,254,000	
	按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) 政務活動 (50%) + その他の活動 (50%)		

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
 報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料（公共交通機関利用料を含む）を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 政務活動を補助する職員の給料
○平成30年7月より常勤 ※後援会と按分(按分割合2分の1)
毎月 228,000円 × 1/2 = 114,000円 114,000円を計上

領収書 令和3年5月10日

戸倉多香子 様

¥228,000

但し 令和3年4月分給与として



領収書 令和3年6月10日

戸倉多香子 様

¥228,000

但し 令和3年5月分給与として



領収書 令和3年7月10日




戸倉多香子 様

¥228,000

但し 令和3年6月分給与として



領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-3
<p>【領収書その他の書面の添付欄】 政務活動を補助する職員の給料 ○平成30年7月より常勤 ※後援会と按分(按分割合2分の1) 毎月 228,000円 × 1/2 = 114,000円 114,000円を計上</p>			
<p style="text-align: right;">領収書 令和3年8月9日</p> <p>戸倉多香子 様</p> <p style="text-align: center;">¥228,000</p> <hr/> <p>但し 令和3年7月分給与として</p> 			
<p style="text-align: right;">領収書 令和3年9月10日</p> <p>戸倉多香子 様</p> <p style="text-align: center;">¥228,000</p> <hr/> <p>但し 令和3年8月分給与として</p> 			
<p style="text-align: right;">領収書 令和3年10月10日</p> <p>戸倉多香子 様</p> <p style="text-align: center;">¥228,000</p> <hr/> <p>但し 令和3年9月分給与として</p> 			

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-4
<p>【領収書その他の書面の添付欄】 政務活動を補助する職員の給料 ○平成30年7月より常勤 ※後援会と按分(按分割合2分の1) 毎月 228,000円×1/2=114,000円 114,000円を計上</p>			
<p style="text-align: right;">領収書 令和3年12月10日</p> <p style="text-align: center;">戸倉多香子 様</p> <p style="text-align: center;">¥228,000</p> <hr/> <p style="text-align: center;">但し 令和3年11月分給与として</p> <div style="text-align: right; background-color: black; width: 150px; height: 40px; margin-left: auto;"></div>			
<p style="text-align: right;">領収書 令和4年1月10日</p> <p style="text-align: center;">戸倉多香子 様</p> <p style="text-align: center;">¥228,000</p> <hr/> <p style="text-align: center;">但し 令和3年12月分給与として</p> <div style="text-align: right; background-color: black; width: 150px; height: 40px; margin-left: auto;"></div>			
<p style="text-align: right;">領収書 令和4年2月10日</p> <p style="text-align: center;">戸倉多香子 様</p> <p style="text-align: center;">¥228,000</p> <hr/> <p style="text-align: center;">但し 令和4年1月分給与として</p> <div style="text-align: right; background-color: black; width: 150px; height: 40px; margin-left: auto;"></div>			

領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-5
<p>【領収書その他の書面の添付欄】 政務活動を補助する職員の給料 ○平成30年7月より常勤 ※後援会と按分 (按分割合2分の1) 毎月 228,000円 × 1/2 = 114,000円 114,000円を計上</p>			
<p style="text-align: right;">領収書 令和4年3月10日</p> <p>戸倉多香子 様</p> <p style="text-align: center;">¥228,000</p> <hr/> <p>但し 令和4年2月分給与として</p> <div style="text-align: right; background-color: black; width: 150px; height: 40px; margin-left: auto;"></div>			
<p style="text-align: right;">領収書 令和4年4月10日</p> <p>戸倉多香子 様</p> <p style="text-align: center;">¥228,000</p> <hr/> <p>但し 令和4年3月分給与として</p> <div style="text-align: right; background-color: black; width: 150px; height: 40px; margin-left: auto;"></div>			

常任委員会は「環境福祉委員会」になりました。

以下の事項を審査することになります。

【1】保健、医療、福祉対策に関すること

【2】環境生活行政に関すること

環境福祉委員会では、放射線医学総合研究所等を視察し、重粒子線がん治療の保険適用が進んでいること等の説明を受けました。



▲環境福祉委員会



▲放射線医学総合研究所



▲放射線医学総合研究所内



▲山口県動物愛護センター



▲国立医薬品食品衛生研究所



▲東京都議会議事堂



編 後 記

今年も年初の出初式では、恒例のもちまきがあり、子どもたちからお年寄りまで多くの笑顔が集まりました。

今は新型コロナウイルスの影響で集まることはできませんが、一刻も早く終息するよう、みんなで手洗いや咳エチケットなどで予防しましょう。

笑

皆様の暖かいご支援に
心から感謝申し上げます。

皆様のおかげで3期目の議席をいただき、あいかわらずタバコと、西へ東へ走り回りながら迎えた2020年ですが、毎日、新型コロナウイルスの話題で、気持ちが沈みがちな日が続きます。桜は変わらず咲いてくれるのでしょうか、地域のイベントはすべて中止。近所の東川沿いのぼんぼりも点灯延期。お花見に集まる方々の焼くバーベキューの匂いもしない寂しい春。でも、新型コロナウイルスの感染が終息したら、業桜になってからでも、みんなで集まってお花見やりましょう。ライブにも行きましょう、季節はずれの歓迎会も企画しましょう。

夏草フォーラム(県政報告会)も懇親会もやります。それまで、中小規模事業の飲食店やライブハウスをはじめ影響を受けるすべての方が持ちこたえてくれるよう、県議会でできることは、何でも取り組みたいと思います。

新学期、子どもたちが元気に登校できますように。「無理やり笑顔」でも、笑顔は笑顔。免疫力と抵抗力をあげてがんばりましょう。

山口県議会議員 戸倉多香子

顔

山口県議会議員
とくらたかご
県政レポートvol.10

山口県
笑顔あふれる
づくり

2020
March

とくらたかご事務所
〒745-0076
周南市海陽町2丁目31番地
TEL0834-32-6071
FAX0834-32-3863
tokuratakako.jp

通

信

令和2年2月定例会(一般質問より)

イージス・アショア配備計画について

—住み慣れた場所で暮らし続けたいと願う県民の安心・安全と命の問題

【Q】戸倉

昨年は、イージス・アショア配備についての防衛省の説明会や住民による学習会に何度も参加し、さらに萩市議会や阿武町議会の全員協議会まで傍聴し、やっと専門用語や分厚い説明資料についても完全ではありませんが、理解できるように、最初に萩市であった学習会は、2018年1月27日に行われた電磁波環境研究所所長の荻野見也氏の講演会でしたが(内容をほとんど理解できていなかった)「萩市むつみ演習場は日本海から約10kmも内陸に入った山地にあり、上の角度に向けてレーダーを照射するしかなく、適地とはいえないのではないかと大変貴重なこととお話しになっていたと思います。

今年になって、1月8日の東京新聞に、「防衛省が山口県萩市への配備を計画している「イージス・アショア」について、昨年5月の説明会で「5度以上」としていたレーダーの仰角を、昨年暮れの説明会では「10度以下」とこっそり変更していたことがわかった。」と報じられました。記事の続きには、「弾道ミサイルの探知には、レーダーは水平に近いほどよい。しかし、予定地の目の前には西台と呼ばれる小高い丘がある。この西台を避けるため、防衛省は「仰角5度以上」と説明してきたが、昨年暮れの説明会資料から5度の表記は消え、代わりに「10度以下」のほか、8度以上と取れる記述があり、探知が遅れることがはっきりした。」と書かれています。

このような指摘を受ける防衛省の姿勢で、本当に地域の環境や水や住民の安全が守られるのでしょうか。県としても防衛省へ強く抗議すべきです。(中略)



住み慣れた場所で暮らし続けたいと願う県民の安心・安全と命の問題にかかわります。県は、幅広い専門家の意見を聞き、県独自で、説明資料を検証するべきだと思いますが、知事のお考えをお聞かせします。



【A】総務部長 昨年12月に国から受けた再説明の内容については、現在、各分野の庁内関係課において、それぞれ確認作業を進めているところであり、必要に応じ、専門家の意見もお聞きすることとしています。

▲阿武町の花田町長が主張されているとおり、住民の生活圏、生産活動圏域にあまりにも近接しているので、むつみ演習場は適地ではない、という点、知事も同じお考えではないかと再質問しましたが、総務部長からは、「具体的な項目について、それが住民生活や生産活動に影響はないのか、ということを確認していく必要がある、というふうに考えております。そういう観点で、先般、国から再説明を受けた内容について、現在、庁内関係課で確認作業を進めているところでありまして、これについて、しっかり進めてまいりたいと考えております。」との答弁でした。



笑顔通信

山口県議会議員 とくらたかこ | 県政レポートvol.10

4月の県議選後、5月9日に臨時議会が招集され、私は、連合山口推薦議員(秋野県議、井上県議、小田村県議、酒本県議、戸倉)5人で、会派「民政会」に所属することになりました。4人以上の会派に戻り、代表質問権も得ました。2期目の途中から、ひとり会派となり、いろんな勉強をさせていただきましたが、その経験を生かして、さらにながらいたいと思っています。うれしいご報告としては、議会改革検討協議会等で仲間の県議と何度も要望してきた結果、これまでかなり時間がかかっていた中継録画映像の公開までの期間がかなり短縮されました。県民の皆様にも、身近な県議会と感じていただけるよう、これからも声をあげていきたいと思ひます。2019年度の質問項目は右のとおりです。内容を一部抜粋してご紹介します。



▲2020年1月16日 村岡知事へ予算要望

令和元年6月定例会 一般質問(6月18日)

- [1]上関原発建設計画について
 - ①昭和49年局長通達「公有水面埋立法の一部改正について」
 - ②顧問弁護士の見解
 - ③公有水面埋立法第4条第1項第2号
 - ④公有水面埋立法第4条第1項第3号
 - ⑤知事の要請
 - ⑥新たな工事竣功期間伸長許可申請

令和元年9月定例会 代表質問(9月24日)

- [1]まちづくりと連携した地域公共交通
- [2]水素先進県の実現に向けた取組強化
- [3]山口県の農業政策
- [4]イージス・アショアの配備計画

令和2年2月定例会 一般質問(3月4日)

- [1]令和2年度当初予算
- [2]新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する経済的支援
- [3]中小企業・小規模事業者支援強化
- [4]地域共生社会の実現に向けた取組
- [5]イージス・アショア配備計画
- [6]原発政策

令和元年6月定例会(6月12日～6月28日)

昨年も、上関原発建設計画の廃止にむけて、県議会で質問を続けながら、住民による県への申入れや反対集会などにも参加してきましたが、残念ながら、7月26日、村岡知事は、埋め立て免許の再延長を認めてしまいました。その直前の6月定例会では、これまで主張してきた公有水面埋立法の各号について、再確認の質問をした上で、新たな延長許可について尋ねました。

令和元年6月定例会(一般質問より)

新たな工事竣功期間伸長許可申請について

[Q] 戸倉 2019年6月10日の申請時点は、安倍総理や経済産業大臣が現時点では原発の新設・増設は想定しておりませんと発言されて、そのまま変更はありません。同の原子力政策は、上関原発を想定していません。その上関原発建設計画に係る埋立免許の必要性が引き続き認められるのは余りにもおかしいと思ひますが、最後にこの点について県に見解を求めて、一回目の質問を終わります。

[A] 村岡知事 このたびの延長申請については、現在、担当部局において申請内容を精査し、審査を行っているところでありますので、現時点で延長の可否についてお示しできる段階にはありません。その判断に当たっては、予断を持つことなく、どこまでも法令に従って、適切に対処してまいりたいと考えています。



▲議会の自席から「答弁漏れ」を指摘

「伊方原発をとめる山口裁判の会」よりうれしいご報告!! 2020年1月17日 伊方原発運転差し止め 広島高裁 仮処分決定!



1月17日は、阪神・淡路大震災から25年にあたる日でした。「森一審裁判長は、この日を選んで、言渡しの日を決められたのかしら?」と、裁判を応援してきた「伊方原発をとめる山口裁判の会」の仲間の女性が小さな声で話されたので、少し涙が出ました。今後も、「伊方原発をとめる山口裁判の会」での活動を続けてまいります。

令和2年2月定例会(一般質問より)

2020年1月17日の伊方原発3号機の運転差し止めを命じる仮処分決定を受けて、令和2年2月定例会の一般質問では、伊方原発と原子力災害対策についての質問をしましたが、最後に、上関原発建設計画について要望しました。

【戸倉:再質問～要望】

新たな原子力発電所はもう造らないでほしいと思っています。新たな原子力発電所って上関原発の計画だけですね、これはもう止めていく方向へ舵を切るべきではないかと思っています。3.11東日本大震災の直後から、いろんな議論の中で、政府が原発の新増設をしないと決めてから、安倍政権に戻るまでは、原発に頼らない町づくりを上関町でも始めようとしていたところです。その町づくりへの支援や中国電力をはじめとする関係企業の様々な支援策を打ち出したうえで、上関原発建設計画廃止に向けたロードマップを県が中心となって策定していくべきだと考えますが、これは知事への要望としておきます。

令和元年9月定例会(9月18日~10月4日)

9月定例会では、代表質問に立ちました。

質問にあたり、各分野の専門家、企業、労働組合の皆様や、県や周南市の各課担当の方々にお話を伺いました。お聞きした内容すべてを質問に盛り込むことはできませんでしたが、今後の質問等で参考させていただきたいと思っております。ご協力に心から感謝申し上げます。

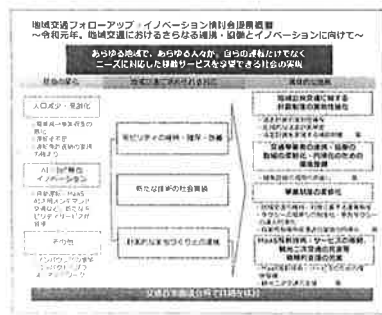
令和元年9月定例会代表質問より

まちづくりと連携した地域公共交通について

—新たな地域のモビリティをどう作っていくのか

[Q] 戸倉 毎年、私鉄中国労組の交通政策自治体議員懇談会に参加させていただいています。そこでお聞きした「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」での議論や提言をもとに、山口県は、分散型都市構造であるからこそ必要だとする広域的な交通ネットワークの計画を、市町と連携して策定すべきでは？

[A] 村岡知事 提言書を踏まえた国の制度見直しの動向等を注視しながら、引き続き、市町における計画に基づく事業の推進や検証等について、適切な助言を行うとともに、市町の取組を支援していきます。



◀ 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、持続可能で利便性の高い交通ネットワークを維持・確保するために、「新たな地域のモビリティをどう作っていくのか」については、山口県全体で、議論されるべき課題です。今後も取り上げてまいります。

水素先進県の実現に向けた取組強化について

—周南市での水素関連の取組には、世界初の試みがたくさんある

[Q] 戸倉 昨年10月23日に、経済産業省及びNEDOは、世界で初めて開催レベルが水素社会の実現をメインテーマとして議論を交わす「水素関係会議」を開催し、その成果は東京宣言として発表されました。

そこには、水素が「交通部門、工業部門、電力部門を含めた、多くの部門で利用することができる」として「エネルギー貯蔵能力が優れている」ことが明記され、「水素は、経済成長及びエネルギー安全保障、同時に、大気質の改善・温室効果ガスの削減により、環境保護に貢献することができる」と宣言されています。

地元、周南市での水素関連の取組の中には、世界初の試みがたくさんあり、村岡知事も、これまでに、山口県の取組を紹介する県庁玄関でのパネルやホームページで、ここがすごい!とPRしてくださっています。(略)「水素先進県」の実現に向けて、取組を強化していただきたいと思いますが、今後、どのように取り組んでいかれるのか。

[A] 村岡知事 本県での取組は、国内だけでなく海外においても活用できる優れたものであることから、引き続き、関係機関等と連携し、研究開発・事業化を支援するとともに、様々な機会を通じ、積極的な情報発信に努めていくこととしています。



令和元年9月定例会代表質問より

山口県の農業政策について —環境保全型の日本型農業が再評価されています

[Q] 戸倉 2014年は、「国際家族農業年」でしたが、小規模・家族農業の役割と可能性が再評価され、国連は今年から10年間を「家族農業の10年」とすることを決定しました。世界の農業経営の85%が2ha未満であり、それが世界の食料の8割以上を生産しているそうです。

山口県では、21,417の経営体のうち、20,918が家族経営。これまで、日本型の農業は、小規模で生産効率が悪いというイメージでとらえられがちでしたが、あらためて評価され、見直しされているようです。

しかし、日本型の農業を続けていくための戸別所得補償制度や、地域の特性に応じた米、麦、大豆といった主要農作物の国内自給の確保と食料安全保障に多大な貢献をしてきた主要農作物種子法の廃止は大変残念に思っています。

日本型農業は、平地が少ないという欠点を、豊かな森林、川、海によって補ってきたと言われてきました。上流の森林や棚田により日本の土壌は守られ、下流地域の暮らしを安定させてきた環境保全型の農業であり、農業用水路の整備、補修にあたっては、地域のみんが協力し合い、地域の連帯を大切にしてきたのが日本型農業だといえます。まさに同連が進める「家族農業の10年」の趣旨と合致しますが、小規模・家族農業が再評価される中、本年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立しました。



内閣府地方創生推進事務局による制度の概要説明が、ホームページで読めますが、多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みとあり、(略)農家のみなさんが柔軟に活用できるように、正確な情報共有が重要だと思えます。

これらを踏まえ、農業の振興に向けて、棚田の保全や棚田地域の有する多面的機能の維持増進にどう取り組まれるのか。

[A] 村岡知事 これを契機として、棚田地域が持続的に発展するよう、棚田地域振興法の周知はもとより、中山間地域等直接支払制度など、各種支援制度の活用を促すこととしています。



▲国民民主党は、農業政策を大変重視。昨年6月には、日本代表が来県され、大内一也第一区総支部長等と、鹿野地区全域から農地を集積し、循環型農業を展開しておられる(右)鹿野アグリ取組を視察させていただきました。これからの農業政策は、農水省だけでなく、環境省とともに取り組むべきだとの意見も出ており、賛同。今後も、環境保全型農業の重要性や食の安心安全、食糧安全保障の視点も含め、取り上げていきたいと思えます。

令和2年2月定例会(2月25日~3月12日)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県立高校の卒業式への参加もなくなりました。
一般質問の朝、山口県で初めて、新型コロナウイルスの感染が確認され、午前中2番目の登壇の予定が変更され、午後からの登壇になりました。

令和2年2月定例会一般質問より

令和2年度当初予算について

一県内景気を支える視点で、どう取り組まれたのか

【Q】戸倉

先月の17日に、昨年10月から12月までのGDP(国内総生産)が、前の3か月と比べてマイナス1.6%、年率に換算してマイナス6.3%になったとのニュースが流れ、衝撃が走りました。(中略)これらのGDP速報値には、まだ新型コロナウイルスの影響は含まれていないため、今年1月からの3か月間のGDPについては、さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が懸念され、マイナスが続く可能性があるという見方が大勢を占めています。(中略)
もちろん、昨年閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に呼応して、令和元年度補正予算として示された、139億737万円の概要は、国の補正予算を積極的に活用し、老朽ため池の整備や河道の掘削・堤防の強化等、防災・減災対策などに取り組むとされており、日頃より県民の皆様から要望の多い安全・安心の確保に向けた、大変重要な取り組みだと思います。国の経済対策への対応も含め、県内景気を支える視点で令和2年度当初予算の編成について、知事は、どのように取り組まれたのか、お伺いします。



▲昨年も暴雨災害による土砂崩れに迅速な対応を促すため走りまわりました

【A】総務部長

本年度補正予算と来年度当初予算を一体的に編成し、集中的な公共投資等を実施することとしています。
県としては、こうした予算を速やかに執行し、取組成果を早期に発揮することにより、未来に向けた本県産業力の強化を進めるとともに、現下の県内経済の活性化にしっかりとつなげてまいりたいと考えています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する経済的支援について

【Q】戸倉

日本中で大きな不安が広がる中、旅行や集会等の取りやめ、不要不急の外出の自粛等により大きな影響が広がっており、中国からの輸入に頼った部品の調達困難な製造業やサプライチェーン等、感染拡大の影響は、観光産業だけでなく、あらゆる業種に影響を与えています。とりわけ、経営基盤の弱い中小企業や小規模事業所は、廃業に追い込まれかねないほどの状況が予想され、大変心配です。(中略)本当に支援を必要としている方々に正確な情報やサポートがゆきわたるためには、相談業務や情報提供はもちろんのことですが、それ以外の支援策も必要になってくると思いますが、県のお考えを。

【A】商工労働部長

国の要請により、商工会議所等、県内の関係支援機関に相談窓口が設置されて以降、宿泊業や運輸業などを中心に、相談が寄せられつつあり、(中略)県としては、ホームページや相談窓口等を通じて、こうした国や県の支援策や関連する情報の発信に努めながら、今後とも状況の変化に応じて、適切に対処してまいります。

【Q】戸倉

金融支援はもちろんありがたいのだけれど、結局返さなければいけない。売上がへこんだ分が戻ってくるわけではない。そうするとまた借金の残が増える...。新型コロナ感染の影響への企業支援は、金融支援はたくさんあるが、なるべく給付型のものを求めています。



令和2年2月定例会一般質問より

地域共生社会の実現に向けた取組 — 既存制度で対象とされなかった狭間のニーズに対応



▲厚生労働省の鈴木俊彦事務次官(2月12日開催のセミナー)

【Q】戸倉

「地方から考える社会保障フォーラム」のセミナーに、今年も参加しました。11日の講師は、厚生労働省の鈴木俊彦事務次官。2040年を展望した社会保障のビジョンづくり(中略)そして「地域共生社会の構築」についてご講演いただきました。
伊原和人政策統括官からは、既存制度ではなかなか対象とされなかった狭間のニーズ、いわゆる「8050問題」等の複合ケースや生活困窮に該当しないひきこもりケース等も社会福祉法を改正して対象とし、複合的な課題にも対応した「断らない相談支援」や「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の(中略)説明がありました。
山口県では、県民からの多様な相談に包括的に対応できる地域での体制づくりなど、地域共生社会の実現に向け、今後どのように取り組まれるのか、お尋ねします。

【A】村岡知事

昨年度策定した、第4次地域福祉支援計画に、地域共生社会の理念を盛り込むとともに、地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりや、複合的課題を包括的に受け止める体制づくりを進める市町を、継続的に支援しているところです。(中略)こうした中、国では、令和3年度の実施に向け、市町による「断らない相談支援」等の事業の創設が検討されているところであり、県としましては、引き続き、国の動向に留意し、的確に情報提供するなど、実施を希望する市町を支援してまいります。



▲「地方から考える社会保障フォーラム」セミナーの様子(こちらの写真は、8月7日、8日に開催された第19回のもの)

コロナ禍でも、インターネット中継でご覧ください。



会派を代表して質問に立つ「代表質問」は、テレビ放映されますので、11月定例会閉会后、多くの方から「とくらさん、見たよー。」とお声かけいただきました。本当にありがとうございます。テレビでの放映を見逃した方は、インターネットでも録画映像が視聴できます。テレビ放映されない一般質問もご覧いただけますので、山口県議会のHPから、または、以下のURLから閲覧ください。

<https://yamaguchi-pref.hotstreaming.info/live>

環境福祉委員会 県内視察



環境福祉委員会では、11月13日、「循環型社会づくり」に取り組まれている周南市の(株)中特ホールディングスさんとICTを活用した地産地消型エネルギー社会の実現に向けた取組を行っているNTT西日本(株)山口支店を視察し、説明を受けました。(コロナの影響により県外視察は中止)

令和2年11月定例会代表質問より

核兵器禁止条約の発効について

【Q】戸倉



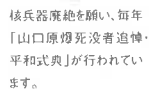
「ゆたろ」
岩本 晋 理事長

先月24日、核兵器の開発、保有、使用等を禁じる「核兵器禁止条約」を批准した国と地域が、発効に必要な50に達して、いよいよ来年1月22日に条約が発効されることが決まりました。

山口県内の被爆者数は、人口比では、広島、長崎に次いで3番目に多く、被爆者を支援している「ゆたろ」の岩本 晋 理事長は「核兵器禁止条約を確かなものとするために、世界中の人たちが力を合わせ、新たな段階への歩みに力を注いでいただきたい。知事へも協力を求めたい。」と語られています。

政府は、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、国際社会における橋渡し役を果たし、現実的かつ実践的な取組を進めていくとしており、条約には署名しない方針です。しかし、知事という立場での意思表示は、多ければ多いほど国際的な日本の立場への理解を深めることにつながると思います。

様々な方面へのご配慮もありまじょうが、あらためて、村岡知事に、「ヒバクシャ国際署名」をご検討いただきたいと思います。知事のご所見を伺います。



核兵器廃絶を願い、毎年「山口原爆死没者追悼・平和式典」が行われています。

【A】村岡知事

私は、核兵器の廃絶自体は、これを強く願っているところですが、核兵器のない世界に向かっていくための手法については、国の専管事項である安全保障とも密接に関わっていることから、国民の命と平和な暮らしを守る観点で、国において、しっかり検討して進めていただきたいと考えています。こうしたことから、私としては、あくまでも国の取組を尊重する立場に立って、「ヒバクシャ国際署名」に署名することは、現時点においても考えていません。

笑

春の訪れに胸はずむ 季節となりました。

2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、様々な行事が中止や延期となり、皆様とお会いする機会も少なく、残念な年となってしまいました。このように感染症への対応が長引き、社会のあり方までも変えてしまうとは誰も予想できなかったことですが、あらためて、医療現場をはじめ、あらゆる分野で、私たちの安心安全のために、日夜ご努力いただいている方々の存在を再認識することにもなりました。すべての皆様に、心から感謝しながら、一刻も早い終息を願いたいと思います。

手洗いやマスクの着用など、まだまだ感染症対策の日々は続きますが、春の訪れに胸はずむ日も増えてきました。免疫力をアップさせるには、ストレスをためこまないことも大切だとか。バランスのよい食事と十分な休息、そして、うきうき笑顔で、いっしょにコロナ禍を乗り越えましょう!

山口県議会議員 戸倉多香子

顔

山口県議会議員
とくらたかこ
県政レポートvol.11

山笑 口顔 県あ づふ くり りる

2021
March

とくらたかこ事務所
〒745-0076
周南市梅岡町2丁目31番地
TEL0834-32-6071
FAX0834-32-3663
tokuratakako.jp

通

脱炭素社会の実現に向けた 山口県の取組について

【Q】戸倉

菅総理の2050年カーボンニュートラル宣言により、革新的なイノベーションの推進など、大きな社会変革への期待がふくらんでいます。県は、産業戦略に環境・エネルギー、水素を重点成長分野に位置づけ、エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの創出に取り組んでおり、これらの取組はカーボンニュートラルに大きく貢献できると確信しています。一方、本県の強みである高度な産業集積は、非効率な石炭火力発電所のフェードアウトという課題を抱えています。「第5次エネルギー基本計画」では、「非効率な石炭火力」を、「超臨界圧(SC)」以下としています。周南コンビナート企業保有の石炭火力は、すべてSUB-Cですが、蒸気潜熱の併用により、実質的には高効率なエネルギー利用を実現しており、廃止対象基準の議論を国に求めることや、一般市民にも理解が広がるよう、官民一体となった取組も必要です。それらの課題を抱えているからこそ、山口県の強みである瀬戸内沿岸のコンビナート企業は、CO2を分離・回収して地中に貯留するCCSや、分離・回収したCO2を利用するCCUSといったカーボンリサイクルの研究も意欲的に進められていると思います。知事は、県の強みである基礎素材型を中心とした高度な産業集積や技術開発力を活かして、脱炭素社会の実現に向け、どのように取組まれるのかお尋ねします。

【A】村岡知事

私は、脱炭素化に向けた方針が明確に示されたことから、本県の産業特性や強みを踏まえたこれまでの取組をさらに進めていく必要があると考えています。具体的には、「瀬戸内産業競争力・生産性強化プロジェクト」において、まず、脱炭素化に向けた技術検討や技術交流を行う新たな場づくりを進め、コンビナート企業が連携した主体的な取組を促進します。(中略)さらに、脱炭素社会の実現に向けた国の施策の動向をしっかりと把握し、企業等と連携して、その積極的な活用を図るとともに、必要に応じて、国に対し支援の拡充を求めてまいります。

笑顔通信

山口県議会議員 くらたかこ | 県政レポートvol.11

今年度は、新型コロナウイルス感染症への対応と、中小企業・小規模事業者への経済的支援に関する事項が質問の中心となりました。

そのような中でも、コロナ後の日本経済を押し上げる大きな原動力となることが期待される「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取組については、大変注目しており、質問にもとりあげています。これまでしつこく「山口県議会の水素女子」とアピールしてきました(笑)が、周南市の強みとも言える「水素」を重点成長分野に位置づける次期産業戦略や、食の安心安全につながる環境保全型農業の問題及び種子条例の制定などとりあげております。質問項目は、右記のとおりです。一部抜粋してご報告いたします。



▲令和2年6月定例会 環境福祉委員会

- 令和2年9月定例会 一般質問(9月24日)
- [1] 県内経済の回復に向けた取組について
 - [2] 県内経済と雇用を牽引する産業戦略について
 - [3] 種子条例の制定について
 - [4] 山口県男女共同参画基本計画の改定について
 - [5] 原発政策について

- 令和2年11月定例会 代表質問(11月30日)
- [1] 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - [2] 令和3年度当初予算編成について
 - [3] 地域の経済と雇用を支える中小企業への継続的な支援について
 - [4] 種子条例の制定について
 - [5] 核兵器禁止条約の発効について
 - [6] 脱炭素社会の実現に向けた山口県の取組について

- 令和3年2月定例会 一般質問(3月5日)
- [1] 新型コロナウイルス感染症対策について
 - [2] あらゆる差別や偏見のない社会の実現について
 - ① ジェンダー平等について
 - ② 朝鮮学校について
 - ③ 新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見について
 - [3] 山口県の農業政策について
 - [4] 宇宙監視レーダーの建設について
 - [5] 上関原発建設計画について
 - [6] 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について

※ 令和3年2月定例会の質問内容はvol.12でご報告します。

令和2年9月定例会一般質問より 県内経済の回復に向けた取組について

[Q] 戸倉 前回質問に立った2月定例会は、昨年10月から12月までのGDP(国内総生産)が、年率に換算してマイナス6.3%になったとの報道に衝撃が走った直後。(略)、8月17日に公表された4月から6月までのGDP速報値は、年率で27.8%減。事実上、戦後最悪の落ち込みと報じられました。(略)この間、4月30日に、臨時議会が招集され、補正総額686億4,200万円が、全会一致で可決。また、6月定例会では、補正総額2,160億400万円が可決、補正後の予算規模は、1兆116億4,400万円となりました。

さらに、本定例会の初日、知事は、補正総額179億円、補正後の予算規模は1兆295億4,400万円となると説明され、県議会の議決を求められました。

私は、県民の命と健康を守り、県民生活と地域経済を支えるために、緊急的に実施すべき取組について切れ目なく迅速に進めるとの知事の姿勢を高く評価したいと思います。

しかし、このように増額補正の続く予算を、速やかに執行していくのは、本当に困難を極めると思います。戦後最悪の景気悪化ともいわれる、この状況の中にあって、どうか危機を乗り越えるためにも、県内経済の回復に向けた取組を速やかに着実に進めていただきたいと思いますが、県は、これまでどのように取り組まれてきたのか、また、今後どのように取り組まれるのかお尋ねします。



[Q] 商工労働 部長 こうした取組を速やかに進めるためには、業務の集中を避け、効率的な事業実施が必要となることから、県制度融資については、金融機関や県信用保証協会との緊密な連携の下、迅速な融資に努めているところです。また、支援金などの交付やイベント支援については、県全域を対象とするものは、やまぐち産業振興財団を委託先とする一方で、地域を対象とするものは、個別の事業者との繋がりも強く、情報も伝わりやすい、商工会・商工会議所を委託先として、事業を実施しています。

県内経済と雇用を牽引する産業戦略について

[Q] 戸倉 今後の改定案は、「新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした社会変革の動きも踏まえ、新たな産業戦略の指針として改定する。」とされていますので、サプライチェーンの見直しや自社工場の国内回帰も検討できるような視点も盛り込まれるのでしょうか。アフターコロナの工場のあり方など、様々な議論が始まっていますが、今後のリスクへの備えともなるプロジェクトを期待したいと思います。

現行戦略の期間は少し残っていますが、知事は、県内経済を回復させ、雇用の安定につなげるために、現行の産業戦略指針をどう活かされるのか、また、さらに、県内経済と雇用を牽引する産業戦略となるよう、指針の改定に、どう取り組まれるのか、お尋ねします。

[A] 村岡知事 現行の戦略は、今年度末に計画期間が満了することから、感染症を契機としたデジタル化への動きや、サプライチェーンの再構築など、社会変革の動きも踏まえ、新たな戦略として改定する考えです。

新たな戦略では、取組の視点に「デジタルトランスフォーメーションの加速」を加え、5GやAIなど未来技術の導入・利活用を促進するとともに、生産拠点等の国内回帰や地方移転、サテライトオフィスなど、新たな動きを捉えた企業誘致に取り組みます。

また、オープンイノベーションの一層の促進をはじめ、これまでの取組の成果を踏まえたプロジェクトの再編・拡充を図ります。

私は、県経済の持続的成長・発展に向け、今後とも、県内経済と雇用を牽引する産業戦略を、官民一体となって、着実に進めてまいります。

令和2年9月定例会一般質問より

山口県男女共同参画基本計画の改定について

[Q] 戸倉 政府は、2020年までに「指導的地位」に占める女性の割合を30%にするとした目標を断念、「202030」を合言葉にがんばってきた方々は、あらためて無力感ややるせなさを感じる事となりました。

男女共同参画推進の長い経過を顧みますと、山口県でも、平成12年、当時の大泉副知事を中心に、全国で3番目に制定された山口県男女共同参画推進条例づくりに向けて情熱を傾けていた頃の熱のようなものは、どこにいってしまったのかと少し寂しくなります。

村岡知事をはじめ職員の皆様は、コロナ対策で本当に大変な日々を送られていると思います。そんな中での山口県男女共同参画基本計画の改定ですが、ぜひとも、平成12年当時の熱をもって、取り組んでいただきたいと、思います。知事は、どのように取り組まれるおつもりでしょうか。お尋ねします。



▲9月定例会 環境福祉委員会 基本計画の改定について説明を受ける

[A] 環境生活 部長 現在、男女共同参画審議会においては、基本計画改定に係る活発な議論を進めていただいております。今後、県議会をはじめ、地域・企業・教育などの様々な分野の団体や、県民の皆様から幅広くご意見をお聞きした上で、来年3月に計画を改定する予定としています。

原発政策について(再々質問)

[Q] 戸倉 この1月17日に山口県の住民が伊方原発3号機の運転差し止めを求めた仮処分申立てについては、広島高裁が、運転してはならないとする決定を出しましたが、論点となったのは、活断層と火山だと説明しました。この活断層の問題は、上関原発建設予定地にもあります。中国電力が2009年に原子炉設置許可申請を提出した後、専門家から別の断層群とされていたものがつながらって連動する可能性が指摘され、陸域の破砕帯や活断層の精査が求められ、異例の追加調査と活断層評価を開始されました。その工程の途中で2011年東日本大震災が発生し、調査は中断し結果は公表されていないと思います。県では、2010年11月22日に、第2回「上関原子力発電所の安全確保等に関する連絡調整会議」を開催されていますが、追加地質調査計画等についての資料や議事録を見ても、「断層評価については、現在審議中であり、今後の更なる審議を経て最終的な評価がなされるものと考えている」との記載のみで、結論には至っていないと思われまいます。この点について、県は、どのように捉えておられるのでしょうか。質問いたします。

[A] 商工労働 部理事 お示しの連絡調整会議は、6分野21項目の要請事項について、先ほども申しましたとおり、計画の進捗に応じて国の対応をチェックするというものでございます。安全対策については、断層の評価も含めて、まずは国において審査が行われるものと承知しており、福島第一原発の事故以降、上関原発の原子炉設置許可申請に係る国の審査会合が開催されていない中で、現時点において連絡調整会議を開催することは考えていません。



▲2020年1月17日広島高裁への集り込み行進

令和2年11月定例会代表質問より

新型コロナウイルス感染症への対応について

[Q] 戸倉 県では、11月12日に、令和3年度の国の予算編成等に向けた政府要望と一っしょに、「新型コロナウイルス感染症に係る特別要望書」を提出されました。そこには、「検査体制・医療提供体制の整備」、「学校・高齢者施設等における感染防止の強化」、「地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実」、そして、「新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援」と、様々な角度から13項目について、国に支援や対策を求められています。

どの項目も大変重要な問題であり、これまで県独自の取組として努力してこられた内容でもありますが、これだけ感染症対策が長引いている現状を考えると、もっと強力な国の支援が必要なのは言うまでもありません。この度のような、クラスターの発生による感染の急拡大は、県内のいつ、どこで起こってもおかしくありません。県民の不安を取り除くためには、感染が拡大する中でも、必要な全員が検査を受けられる体制を、県内全ての地域で確保し、速やかに感染の拡大を抑え込む必要があると思います。

また、コロナに対応する地域の医療体制は、コロナ患者の受入に関わらず、全ての医療機関の協力により成り立っているため、受診控え等により経営が厳しい全ての医療機関等の経営支援などに、国とも一体となり取り組んでいただきたいと思いますが、知事のご所見を伺います。

[A] 村岡知事 県内では、11月上旬から新型コロナウイルス感染症の新規感染者が相次いで発生し、1か月で約170件に上る感染が確認されたところです。(中略) このため、私は、県民からの検査に対する相談に対応できるよう、467の「診療・検査医療機関」を指定し、身近な医療機関で、相談・診療・検査が実施できる体制を整備するとともに、14市町14カ所に「地域外来・検査センター」を設置し、地域における検査体制の充実を図ったところです。

さらに、クラスターの発生時における大量の検査需要にも対応できるよう、環境保健センターや保健所等へのPCR等検査機器の整備や、民間検査機関の活用により、十分な検査体制を確保しています。こうした検査体制を活用し、このたび、岩国市麻里布地域で実施した緊急一斉検査のように、クラスター発生時には、必要に応じ、地域全体を対象とした、集中的な検査を実施することとしています。

加えて、医療機関や高齢者施設でのクラスターの発生時には、感染の拡大を早期に封じ込めるための初動対応が重要であることから、感染対策に見識のある医師や認定看護師などで構成する「クラスター対策チーム」を設置しているところです。(中略)

私は、今後とも、県民の命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に、国と一体となって取り組んでまいります。

コロナ対策で県へ要請書を提出しました。

立憲民主党山口
 年明け早々、政府は対策本部の会合を開き、「緊急事態宣言」の再発令を決定しました。山口県は
 宣言の対象外でしたが、村岡知事は、山口県が「ステージ3」相当であるとの見解を示されました。
 誰もが不安を抱える状況に、立憲民主党山口
 にも、様々な立場の皆様から悲鳴にも似た声
 寄せられました。
 県民の命と暮らしを守るための一刻も早い対策
 が必要との判断から、令和3年2月定例会の始
 まった2月22日の午後、新型コロナウイルス感染
 症対策についての要請書を県に提出しました。



令和3年度当初予算編成について

【Q】戸倉 このような混迷の中にあっても、県民の生活を守り、県内経済や事業を守ることを明確に打ち出し、県民の不安を払拭することが必要です。落ち込んでしまった県民の気持ちと、社会経済活動を段階的に引上げ、危機から生まれた変化を成長へとつなげる「コロナの時代」における活力みなぎる山口県の実現を目指して、知事は、令和3年度当初予算の編成に、どのように取り組まれるおつもりかご所見を伺います。

【A】村岡知事 感染拡大の防止を徹底した上で、感染拡大の局面で生まれた社会変革の動きを逃さず、これからの成長につなげていくことが重要です。まずは、県民の命と健康を守ることを最優先に、引き続き感染防止対策に取り組むとともに、これとの両立を図りつつ、県民生活の安定確保、県内経済の下支え、消費需要の喚起等により社会経済活動の段階的な引上げを重点的に進めてまいります。



地域の経済と雇用を支える中小企業への継続的な支援について

【Q】戸倉 7月から9月のGDP速報値では、年率換算21.4%増と、戦後最悪の落ち込みとなった前期からの反動で、比較可能な1980年以降最大の伸び率となったと報じられました。しかし、取り戻したのは、前期の4月から6月に減った分の半分程度で、回復は力強さを欠いているとされ、依然として厳しい状況が続いています。特に、中小企業や小規模事業所は、本当に深刻な状況です。政府系金融機関や県の制度融資を活用した実質無利子・無担保の融資による資金繰り支援や、持続化給付金、家賃補助、納税猶予など、様々な支援策で、どうにか事業を継続してきたところも、いよいよ資金繰りが苦しくなっているとされています。残念ながら、閉店してしまったお店が増えています。今後は、さらに、廃業を決める事業者が増えると予想されています。県では、県制度融資による資金繰り支援や営業持続化等支援金の支給、専門家派遣事業を活用した相談体制の強化などにより、事業の継続や雇用の維持を支援してこられました。まだまだ継続的な支援が必要です。知事は、どのように取り組まれるのかお伺いします。

【A】村岡知事 新型コロナウイルス感染症が、社会経済活動の様々な分野に大きな影響を及ぼす中、地域の経済と雇用を支える中小企業の継続的な事業活動を支援することは、極めて重要です。(中略)まず、事業者にとって喫緊の課題である資金繰り支援のため、県制度融資「経営安定資金」の融資枠を拡大するとともに、国の緊急経済対策を積極的に活用し、保証料負担がない、3年間無利子の新資金を創設しました。併せて、感染症の大きな影響を当初から受けている食事提供施設に対する定額給付金の交付や、専門家派遣事業を活用した相談体制の強化も行うなど、中小企業の事業継続に向けた緊急的な支援を実施しました。(中略)必要に応じた支援を迅速に実施し、県内中小企業の事業継続と雇用の維持に取り組んでまいります。

種子条例の制定について

【Q】戸倉 種苗法の改正が議論されていますが、あらためて廃止された種子法が担ってきた役割の重要性の認識が高まり、都道府県による種子条例の制定に関心が集まっています。10月27日に有機農業に取り組む方々が開催された勉強会に参加したところ、講師の山田正彦元農林水産大臣が、要綱は、単なる県庁内部での規則に過ぎず、いつでも変えることができます。一方、条例制定は議会の可決が必要で、仮に知事が代わっても引き継がれると話されました。また、種子条例が、単なる種子法のかわりとしての役割だけではなく、対象の農作物として、米、麦、大豆以外にも地元の伝統野菜を加えたり、地域固有の種や在来種の保存を義務づけたりと、新たな役割も担えることを他県の条例を例にあげて、教えてくださいました。さらに、都道府県の知見を外国企業も含めた民間事業者にも提供させる規定となっている農業競争力強化支援法第8条第4号も、県が独自に

開発した優良な育種知見を守る内容を条例に盛り込むなどにより一定の規制をかけることができることにも気づかせていただき、大変勇気づけられました。

全国での種子条例制定の広がりは、これからも続くと思います。他県の例を学びながら、地方自治体の条例が持つ強い権限を活かして、子どもたちの世代に、安心安全な食をつないでいきたいと思っています。山口県でも、種子条例の制定を検討すべきだと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

【A】村岡知事 私は、本県農業を振興する上で、基幹作物である稲・麦・大豆の優良種子の安定供給は重要と認識しており、引き続き、国やJA、種子生産農家等と連携しながら、要綱を着実に実行することにより、県の役割を適切に果たすことができることから、条例制定を行うことは考えていません。



▲講師の山田正彦元農水大臣と



山口県議会議員として「在職10年表彰」を受けました。
心から感謝申し上げます。

昨年は、山口県議会議員として在職10年を迎え、11月定例会の初日には、議場において、同期の県議の皆様とともに、「全国都道府県議会議長会表彰」を受けました。

また、11月17日には、「知事表彰」もいただきました。

皆様のお支えがあればこそ10年表彰です。

あらためまして、心から感謝申し上げますとともに、ご報告をさせていただきます。

引き続き、皆様のお声を大切に県議会にお届けするために努力してまいります。



総務企画委員会 委員会報告

総務企画委員会で自民党県議よりご質問いただきました。

カーボンニュートラルへの対応について

昨年の6月定例会から総務企画委員会担当となりました。9月定例会では、自民党会派の議員のお1人から、カーボンニュートラルへの対応について、「これはあえてちょっと戸倉委員にお聞きしたいんですが、例えば、電力では、風力は駄目、原発は駄目と言っておられるけれども…」と、ご質問をいただき、議論させていただきました。委員会では、委員間討議も可能ですが、初めての経験でした。やり取りの中から私の発言を抜粋してご紹介します。

第2次産業部門から出るCO2の多さー山口県が全国第2位
はい。いいご質問をいただきありがとうございます。

山口県が全国第2位といわれる第2次産業部門から出るCO2の多さというのは、大変なことだとは思いますが、(略)イノベーションにはすごく費用もかかるし、いろんな国の助けが要ると。やはり議論をどんどんして、どういうことができるのかというのは、議論していかなくてはいけないのではないかと(と会派の中で話しています。)

国も県も市も力を合わせて全部応援

そういった意見が基本の中で、私のほうは、ずっと山口県の大きな強みである、副生水素の排出量が全国トップレベルということ踏まえ一本当はグリーンな水素のほうがいいんでしょうけれども、今は過渡的なものとして(略)困難だと言われている製鉄の関係、還元というプロセスの中で必ず石炭の火力が要るといわれている分野でも、水素を使って製鉄をやるんだと、もうそういう目標を企業が掲げているので、そういった動きを、国も県も市も力を合わせて全部応援して、そこにすごく大きな何兆円というお金が、国からも出てくる、世界中の企業からも出てくるでしょうから、それらなるべく、この山口県に落としたい、という考えのもとに、大きく変わることを目指しています。



笑

寒中お見舞い申し上げます。

今年はとても暖かいお正月でしたね。年末には、山口県での新型コロナウイルス新規感染者数がゼロの日も増えてきてこのまま収束してほしいと願っておりましたが、残念ながらオミクロン株による感染が急拡大し、「まん延防止等重点措置」が適用されることが決定しました。

予想以上に長引くコロナ禍で、憂鬱な日々が続きますが、少し気持ちが苦しくなったり、生活に不安を感じたりする時は、お気軽に、うちの事務所をのぞいてください。私がいなくても、スタッフがおりますので、他愛のないおしゃべりで気分転換できるかもしれません。国・県・市の支援策の申請方法等で困りでしたら、お手伝いできることもあるかもしれません。ご遠慮なく、お立ち寄りください。

あらためて、私たちの安心安全のために、日夜ご努力いただいているすべての皆様に、心から感謝申し上げます。

山口県議会議員 戸倉多香子

顔

山口県議会議員
とくらたかこ
県政レポートvol.12

山笑
口顔
県あ
づふ
くり
れる

2022
January

とくらたかこ事務所
〒745-0076
高岡市梅園町2丁目31番地
TEL0834-32-8071
FAX0834-32-3863
tokuratakako.jp

通

信

原発については、続けていくということは無理があると思います
その中で、今、ご指摘された原発については、造る過程の中でCO2を排出しますし、もともと、自分たちの生活にすごく恐怖を与えるものなので、それを続けていくということは無理があると思います。それから、風力とか太陽光とかの再生可能エネルギーについては、基本的には賛成ですけれども、それは小規模分散型を私たちは目指したいと思っていますので、メガソーラーのようなもので、木々が切り倒されて土砂が流出するようなものについては、反対しているわけです。



小規模分散型でやっていくためにも、水素はすごく役立つ

小規模分散型でやっていくためにも、水素はすごく役立つわけなので、この水素の能力ですね、いろんな運ぶとか、貯めるとか、そういう機能を生かして、イノベーションをしていくことが、この山口県が国全体を引っ張っていくいい例になると思いますので、今まで、周南コンビナートで、私たちはすごく恩恵を受けながら育ってきたわけなんですけど、その企業自体が頑張りたいと、やっているわけですから、それを私たちが支えていくということは、大変重要だと思っています。

同じ方向性だと思っています

再生可能エネルギーだけではなく、水素はいろんなものにつけて、いろんな力を発揮すると言われてますし、アンモニアを混焼するというようなことは、最近出てきたことだし、これから、いろんな技術が開発されますし、水素については、車だけの問題ではないということは、当然もう皆さんもご存じのとおりですから(略)同じ方向性だと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

笑顔通信



山口県議会議員 くらたかこ | 県政レポートvol.12

いつも暖かいご支援を賜り、本当にありがとうございます。

昨年は、6月定例会から、議会運営委員会担当となり、常任委員会は、総務企画委員会に所属することになりました。また、「脱炭素社会における産業発展方策調査特別委員会」と「決算特別委員会」も担当しました。

11月15日からの「決算特別委員会」審査には、他党派の野党議員とともに、事前に各課の担当者より聞き取りをした上で質問に臨み、様々な分野への理解を深めることができました。「脱炭素社会における産業発展方策調査特別委員会」での議論は、コロナの影響で、予定していた企業訪問を見直す等、視察や聞き取り等も困難な状況ではありますが、地元企業のご協力をいただきながら、企業の置かれた厳しい状況等について直接説明を受けるとともに、意見交換等を実施しております。

本会議での質問は、右記のとおり2月定例会と6月定例会で一般質問にたちました。質問事項は、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が中心ですが、質問内容と答弁の一部を抜粋して、ご報告します。



▲11月15日 決算特別委員会

令和3年2月定例会 一般質問(3月5日)

- [1] 新型コロナウイルス感染症対策について
- [2] あらゆる差別や偏見のない社会の実現について
 - ① ジェンダー平等 ② 朝鮮学校の補助金
- [3] 山口県の農業政策について
- [4] 宇宙監視レーダーの建設について
- [5] 上関原発建設計画について
- [6] 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について

令和3年6月定例会 一般質問(6月29日)

- [1] 県内経済の回復と中小企業者の事業継続に向けた取組について
 - ① 新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算案について
 - ② 地域の経済と雇用を支え、まちの歴史や文化を紡ぐ店舗等への支援について
- [2] 水素の活用に向けた研究開発への支援について
- [3] 建設労働者への適切な賃金水準の確保について
- [4] 上関原発建設計画について
 - ① 一般海域占用許可について ② 原子力災害における避難計画について



▲8月12日第1回脱炭素社会における産業発展方策調査特別委員会

令和3年2月定例会(一般質問より)

新型コロナウイルス感染症対策について

【Q】戸倉 病院や介護施設などのクラスターを防止するために、医療・介護従事者等に、定期的なPCR検査を公費負担で実施してほしいとお声をいただいておりますが、予算案では、検査体制は1日あたり最大4000件を継続と、これまでの体制の維持にとどまっています。この検査体制で、医療・介護従事者等に、定期的なPCR検査を実施することは可能でしょうか。経済を活性化するためにも、まずは検査体制の充実による感染防止対策が必要だと思いますが、ご見解をお聞かせください。

【A】健康福祉部長 県としては、積極的な検査の実施に向け、環境保健センターを中心として、ピーク時に想定される約4000件の需要に常時対応できるPCR等検査体制を確保するとともに、民間検査機関も活用しながら、医療・介護施設等の自主的・定期的な検査にも対応できる体制を確保しています。



▲厳しい状況が続く医療・介護等の現場の声を聞き取り

志田先生に「国が先導して、地方自治体が朝鮮学校への補助金停止等を行っているが、これは本来公権力がすべきヘイト防止義務に反しているばかりか、逆にヘイト煽動に当たるのではないかと」と質問したところ、「指滴のとおりである。講演の終わりで述べたが文化的インフラから一部の人を除外するのは差別である」という趣旨の回答があったので、ぜひ、県議会で取り上げてほしいというメールでした。(略)

日本全体が、過激で排外的な言動によって大衆を煽動する空気、これらは民衆の心情をくすぐりやすいと言われていますが、そういったものによってしまったことが大きく起因しているのではないかと考えています。これらは、世界中の動きとも連動した、右傾化、ポピュリズム、レイシズム、排外主義など、既に多くの専門家が分析されていることでもあります。

そのような空気の中で、第2次安倍内閣が誕生し、その2日後の12月28日、下村文科相が閣僚懇談会後の記者会見で、朝鮮学校については拉致問題の進展がないことなどを理由にあげ、国民の理解が得られない。総理からも指示があり、野党時代に自民党の議員立法として国会に提出した朝鮮学校を高校の無償化制度から除外する改正法案と同趣旨の改正を省令改正により行うと発表されています。

これが、朝鮮学校の補助金停止につながっているわけですが(略)そもそも山口県議会は、少数側からの意見も懐深く受け入れる、保守本来の姿である寛容で良識ある議事進行がなされる場であったと伺っています。2004年2月定例会では、「国連勧告を尊重し、外国人学校・生徒への処遇改善を求める意見書」を、全会一致で採択されています。(略)

村岡知事におかれましては、山本繁太郎前知事が健康上の理由により辞職されたことを受け、知事選挙に出馬された経緯もあり、山本県政を継承する方針で取り組んでこられたと思いますが、時代の流れもあり、そろそろ、知事本来の公正さや正義感を前面にだして、持ち前のリーダーシップを遺憾なく発揮し、朝鮮学校への補助金を再開するための令和3年度予算とされるべきだと考えますが、ご所見をお伺いします。

あらゆる差別や偏見のない社会の実現について

◎ 朝鮮学校への補助金

【Q】戸倉 第45回部落解放・人権西日本夏期講座で、武蔵野美術大学の志田陽子教授の講演を聞かれた方からメールが届きました。

【A】総務部長 本県の朝鮮学校への補助金につきましては、朝鮮学校を高校授業料無償化の対象外としている国の考え方、補助金支給に対する他県の動向、北朝鮮の様々な行動に対する国内外の受け止め、これらを総合的に勘案し、現時点では、補助金の支給は県民の理解を得られないとの判断に変わりがなく、来年度においても予算計上していないところで。

宇宙監視レーダーの建設について

[Q] 戸倉 山陽小野田市の植生地区で計画が進んでいる航空自衛隊の宇宙監視レーダーについてお尋ねします。昨年末に、植生地区の住民の方々が「宇宙監視レーダー基地建設に反対する会」を結成されたと聞き、反対する会の方から、あらためて、説明を受け、不安の声をお聞きました。JAXAに航空自衛官が派遣されデータ解析技術等の訓練を受け、山口県に2023年度以降の運用開始を目指す宇宙状況監視設備「ディープスペースレーダー」が設置される予定とも報じられています。(質問及び答弁 略)

[Q] 戸倉 (再質問) まだ、レーダーの設計が終わらないので、説明ができないとのことですが、イージス・アショアの時も、まだ設計が全然できていない状況でも、地元の説明会を丁寧に重ねられ、最初は不誠実でしたが、段々きちんと丁寧に重ねられた中で、計画の矛盾が出てきたという経緯もありますから、レーダーの設計が終わらなくても、説明をするべきだと考えますが、もう一度お尋ねいたします。

[A] 総務部長 設計を終えた後にですね、国から地元に対して、国の方で説明を行うとされておりますので、その中で、その必要性ですとか安全性等につきまして、地元に対して丁寧に対応していきたいというふう考えております。

事実上の「白紙撤回」となったイージス・アショアの配備計画について
検証するため、柳澤協二氏を講師として学習会を開催。
(「立憲主義」を考える山口県議会議員連盟:2020年10月17日)



上関原発建設計画について

[Q] 戸倉 もうじき、3.11東日本大震災から10年を迎えますが、福島第一原発事故により、今もお苦しんでいる方々が多いらっしやいます。放射能汚染で、これまで住んでいた場所に戻れない方々の悲しみを思うと、胸が苦しくなってしまう。そんな中で、新たな原発を作るという計画である上関原発計画は、どう考えても県民の理解は得られないと思います。

上関原発建設計画については、二井元知事、山本前知事、そして村岡知事と3人の知事が当たってこられました。この間、日本だけでなく、世界のエネルギー政策にも大きな変化がありました。上関原発建設計画については、3.11東日本大震災から10年にあたる今年、あらためて、あらゆる分野の専門家や関係者の意見を聞いた上で、課題を調整し、いったん白紙に戻すよう、知事に取り組んでいただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

[Q] 戸倉 (再質問) 事情の変化がない中で見直しはできないということでしたが、国が新增設を現時点では想定していない、私たち民主党政権のときは新增設はしないという決意でしたが、その中で緩んできたといえ新增設を想定しないと言っている、これが大きな事情の変化じゃないでしょうか。

[A] 商工労働部 理事 新增設は想定していない、という国の発言については承知をしておりますけれども、上関原子力発電所については、国の重要電源開発地点に指定がされておりまして、この指定につきましては有効ということで明確に国の方から見解が示されておりまして、私どもとしては、エネルギー政策上の位置付けは変わっていないと考えており、先ほど申しましたようにこのように事情の変化がない中では、お尋ねのいったん白紙に戻すという取組を行うことは考えておりません。



2021年3月18日、前年1月に伊方原発の運転を差止めた広島高裁の仮処分決定が異議審で覆りました。残念。「伊方原発をとめる山口裁判の会」報告集会の進行を担当。ZOOMにより申立て人や同日行われ、勝利した東海第2原発の原告や弁護団とついで意見交換。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組について

[Q] 戸倉 政府は、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。特に成長が期待される重要分野として14分野が掲げられています。国では、日々、さまざまな分野での動きがみられます。国土交通省では、国際物流の結節点・産業拠点となる港湾において、水素、アンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入や貯蔵、利活用等を図るとともに、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じて温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルポート」の形成に取り組むとされ、徳山下松港を含む全国6地域で検討会を設置しました。

また、周南市では、豊富な森林資源と木質バイオマス材を燃料とする発電設備を併せ持つ市の特性を活かし、バイオマス材利活用の方向性や推進に向けた検討を行う木質バイオマス材利活用推進協議会が立ち上がりました。これらは、コンビナート企業や学識経験者と行政の連携のもと、県も参画して進められていると思います。次期産業戦略においては、山口県の強みである環境・エネルギー、水素等を活かしたこれまでの実績をもとに、こうした国や市の動きとも連携しながら、エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの創出の取組が、着実に前に進むものとなるよう取り組んでいただきたいと思いますが、県は、今後、どのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。



周南市 水素・木質バイオマスによる脱炭素・低炭素コンビナート構想(案)



[A] 村岡知事 私は、脱炭素化に向けた国の方針が明確に示されたことから、本県の産業特性や強みを踏まえたこれまでの取組を加速化する必要があると考え、次期産業戦略に、環境・エネルギー、水素等を引き続き重点成長分野に位置付け、エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの創出に取り組むこととしています。具体的には、県内コンビナート企業を中心とする瀬戸内基幹企業や、市町、国、研究機関等と連携し、CO2削減・利活用技術等をテーマとした検討会を新たに立ち上げ、技術検討・交流、関連する調査研究事業等を行うこととしています。また、環境・エネルギー、水素分野を中心としたイノベーションの創出に向け、県独自の基金等を活用した研究開発・事業化の促進に取り組めます。(中略) いずれも関係行政機関のほか、学識経験者、関係企業等の参画が得られていますので、これらの場を通じて、しっかりと関係者と情報共有、意見交換を行いながら、エネルギー転換・脱炭素化に向けた取組を進めていく考えです。

新型コロナウイルス感染症対策に係る 補正予算案について

【Q】戸倉 補正総額は、241億3100万円、このうち、239億1200万円が新型コロナウイルス感染症対策関連事業に係る補正予算です。4つの柱のうち「感染拡大の防止」に102億円、「県民生活の安定」に29億円、「県内経済の下支え」に65億円、「消費需要の喚起」に43億円(中略)。

これらの支援策が一刻も早く、苦しんでおられる中小企業者に活用していただけるよう、本定例会で補正予算が成立し次第、各支援策の申請の受付が始められるよう、準備を急いでいただきたいと思っております。

県内経済の回復と中小企業者の事業継続に向けて、これらの支援策を必要とする方々全員へ、一刻も早くお知らせし、手続きも複雑なものにならないように工夫を重ねながら、活用してもらうために、県はどのように取り組まれるのかお尋ねします。

【A】村岡知事 感染症の長期化に伴う影響は、飲食業や観光業をはじめ、取引のある業者など幅広い業種に及んでおり、飲食等の関係団体からいただいた、事業継続や消費需要の回復に向けた支援の御要望をしっかりと受け止め、様々な支援策をこの度の補正予算に計上したところです。具体的には、業種を限定せず、売上が大きく減少した中小企業者に対する支援金の給付や、飲食店や宿泊事業者、公共交通事業者など、コロナ禍の影響を大きく受けている分野の事業継続や消費需要の喚起を図ることとしています。今後、こうした事業を実施していく上では、それぞれの事業の目的に応じて、テレビスポットやSNSの活用など広報媒体の工夫や、市町、商工団体等の関係団体を通じたPRなど、効果的な手法によって、支援策の情報が対象者に届くよう広く周知してまいります。また、国や他県等で実施している類似の事業の実施方法や書類等も参考にすほか、WEB申請や添付書類の簡素化など、手続きについても効率化が図られるよう検討しているところです。

地域の経済と雇用を支え、まちの歴史や 文化を紡ぐ店舗等への支援について①

【Q】戸倉 周南地域の地元誌における飲食店からのもう限界との声(新周南新聞の記事を資料として議場に配布)や、飲食団体からの要望等、この他にも多くの支援を求める声があったと思いますが、それらへの対応が、この度の補正予算まで、目に見えてこなかった理由についてお尋ねします。

**【A】商工労働
部長** コロナ禍において、国においては、持続化補助金や一時支援金等による事業継続、雇用調整助成金等による雇用維持が図られています。県としては、こうした支援制度が十分に活用されるよう相談窓口を設置して対応するとともに、大幅に拡充した県制度融資による資金繰り支援などにより、中小企業者の事業が継続されるよう取り組んでまいりました。(中略)こうした状況や、国の事業者支援に向けた交付金の配分などを踏まえ、今回の補正予算において、事業者の不安を払拭し、事業継続や事業活動の活性化を図るための大胆な事業者支援を実施することとしています。



地域の経済と雇用を支え、まちの歴史や 文化を紡ぐ店舗等への支援について②

【Q】戸倉 長く続いてきた店舗が、コロナの影響で、閉店していくのは、本当に残念でなりません。まちの歴史や文化を次世代につなぐ役割も担ってきた店舗の閉店は、県民にとっても損失であり、今後おきてくる人口減少による課題と同じように思えました。まちづくりの課題や商店街、飲食店の存続など、これまで主に市町が担うべき課題とされてきたと思いますが、これらの課題は、人口減少問題への対応と同様、県も主体となって取り組むべき重要な課題だと思っておりますが、県のご所見をお聞かせください。

**【A】商工労働
部長** まちづくりや商店街振興等については、地域の実情に詳しい市町が中心的な役割を担うべき課題ですが、地域で活躍する中小企業、小規模事業者は、本県経済や雇用を支える上で重要な役割を果たしていることから、県としても、広域的・補完的・専門的な見地から、事業継続や新事業展開などの支援を行っています。こうした主旨から、今回、県独自の支援金の支給や、商店街が行うイベント開催等への支援を行うとともに、消費需要の喚起に向けて、クラウドファンディングを活用した様々な店舗の応援など、昨年を上回る規模で事業を実施することとしています。

**【A】商工労働
部長** 国においては、グリーン成長戦略を策定し、14の重要分野の一つである水素・燃料アンモニア産業において、水素をカーボンニュートラルのキーテクノロジーに位置付け、その利用、輸送・貯蔵、製造の取組を進めることとされています。県では、こうした国の動きと連携を図りながら、大量かつ高純度の水素を生成するという強みを活かし、水素先進県を目指した取組を展開することとしています。具体的には、県産業技術センターに設置した「イノベーション推進センター」において(中略)、県内企業の低炭素技術開発等の取組を支援してまいります。

建設労働者への適切な賃金水準の確保について

【Q】戸倉 先日、9年連続して公共工事設計労務単価が引き上げられているのに、現場で働く建設労働者の賃金は変わらない、下請けで働く労働者も賃金が上がらない、引き上げられた設計労務単価が、現場の末端まで行き渡るよう県でも取り組んでほしいとお声をいただきました。(中略)県では、技能労働者への適切な賃金水準の確保等について、毎年、同じようにお願いが繰り返されていますが、効果が薄いのであれば、他の視点での取組も必要かもしれません。建設業は社会資本整備の担い手であり、地域経済と雇用を支えています。(中略)現場を支える建設労働者への適切な賃金水準の確保ができていないことについて、県は、今後、どう取り組まれるのかお尋ねします。

**【A】土木建築
部長** 県では、建設労働者への適切な賃金水準を確保するため、毎年、公共工事設計労務単価を適切に見直すとともに、県内の建設関係団体に対し、建設労働者への適切な水準の賃金の支払いや、適正な額での下請契約の締結などについて、要請しています。(中略)賃金の引き上げができていない企業も一部見られることから、県としては、引き続き、建設労働者への適切な賃金水準が確保されるよう、こうした取組を行ってまいります。

水素の活用に向けた研究開発への支援について

【Q】戸倉 3月5日の「日本製鉄CO2排出量2050年実質ゼロに新たな製鉄技術研究加速」「水素を活用して製鉄する全く新しい技術の研究開発を行い、実用化する」との報道には大変驚きました。検索すると「日本製鉄グループ中長期経営計画」の「ゼロカーボン・スチールへの挑戦」に、100%水素による直接還元鉄製造は、前人未踏の技術であり、極めてハードルの高いイノベーションが必要。約5,500億円の研究開発費、設備実装に約4~5兆円の投資を要する見込みとの記述。一方、茨城県の大井川知事は…(中略)